

(仮)

**西宮市子ども・子育て支援事業計画**

**西宮市次世代育成支援行動計画**

**【骨子案】**

**平成 29 年5月**

**西宮市**



# 目次

<b>第1編 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置付け .....	2
3. 計画の策定体制 .....	3
4. 計画の対象・期間.....	3
<b>第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状</b> .....	<b>4</b>
1. 人口の動向.....	4
(1) 人口の推移と将来予測 .....	4
(2) 人口構造 .....	5
(3) 出生の動向 .....	6
(4) 世帯（家族）や就労の状況 .....	7
2. ニーズ調査からみる子育ての状況.....	8
(1) 子育ての不安や負担等 .....	8
(2) 子育て全般 .....	9
(3) 地区別の状況 .....	12
<b>第3編 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>13</b>
1. 基本理念.....	13
2. 基本的な視点 .....	13
(1) すべての子供が健やかに成長する社会をめざします .....	13
(2) すべての子供の幸せを第一に考えます .....	13
(3) 子育てが楽しく思えるまちをめざします .....	13
(4) まち全体で子供を育みます .....	14
3. 基本目標.....	14
<b>第4編 計画の施策内容</b> .....	<b>16</b>
1. 施策体系.....	16
2. 重点施策.....	18
(1) 教育・保育の充実 .....	19
(2) 放課後の子供の居場所づくり .....	22
(3) 障害のある子供への支援の充実 .....	26
(4) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援 .....	30
(5) 地域の子育て支援の充実 .....	33
(6) 社会的な支援が必要な子供・家庭への支援 .....	37
(7) ワーク・ライフ・バランスの推進 .....	45
3. 施策の展開.....	48
基本目標 1  すべての子供の健やかな育ちを支えるまちづくり .....	48
基本目標 2  すべての子育て家庭を支えるまちづくり .....	49
基本目標 3  社会全体で子供・子育て家庭を支えるまちづくり .....	55
<b>第5編 計画の推進にあたって</b> .....	<b>56</b>

1. 計画の推進体制 .....	56
2. 計画の進捗管理 .....	56
<b>第6編 資料集.....</b>	<b>56</b>
1. 評価指標一覧 .....	56
2. 提供区域、量の見込み及び確保方策一覧 .....	56
3. 子育て支援関連事業一覧 .....	56
4. 審議会名簿、策定経過 .....	56
5. アンケートの概要、パブリックコメントの概要 .....	56

# 第1編 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は近年急激に低下し、平成17年には1.26まで落ち込みました。その後ゆるやかに上昇し、平成26年には1.42まで持ち直したものの、引き続き低い水準で推移しています。急速な少子化の進行に伴う少子高齢化によって、労働力の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の負担増大に加え、子供同士のふれあいの減少から自主性や社会性が育ちにくくなるといった、様々な影響が懸念されています。

そうした中、国では平成元年の「1.57ショック」を契機に少子化を問題と認識し、平成6年に国や地方自治体だけでなく企業や地域社会を含む社会全体で子育てを支援していくことをねらいとした「エンゼルプラン」を策定、また平成15年には地方自治体及び事業主が子育て支援に係る行動計画を策定・実施していくことを定めた「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」を制定して、より重点的に対策の推進に取り組むこととしました。続いて平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年度から施行されました。

本市においては、次世代法に基づき「西宮市次世代育成支援行動計画（以下「次世代計画」という。）」を策定し、前期計画（平成17年度～平成21年度）、後期計画（平成22年度～平成26年度）を通じて、世帯の小規模化やそれに伴う子育てに不安を抱える保護者への対応、保育所待機児童対策や子供の安全確保等、本市における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開を図ってきました。続く平成27年度から開始する新制度に伴い、「西宮市子ども・子育て会議」を立ち上げ、有識者や子育て当事者・子育て支援当事者等と共に、平成27年度から平成31年度を計画期間とする「西宮市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）を策定しました。事業計画は、潜在ニーズを含め地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画であり、保育の量的拡充と質の向上等を目的としています。

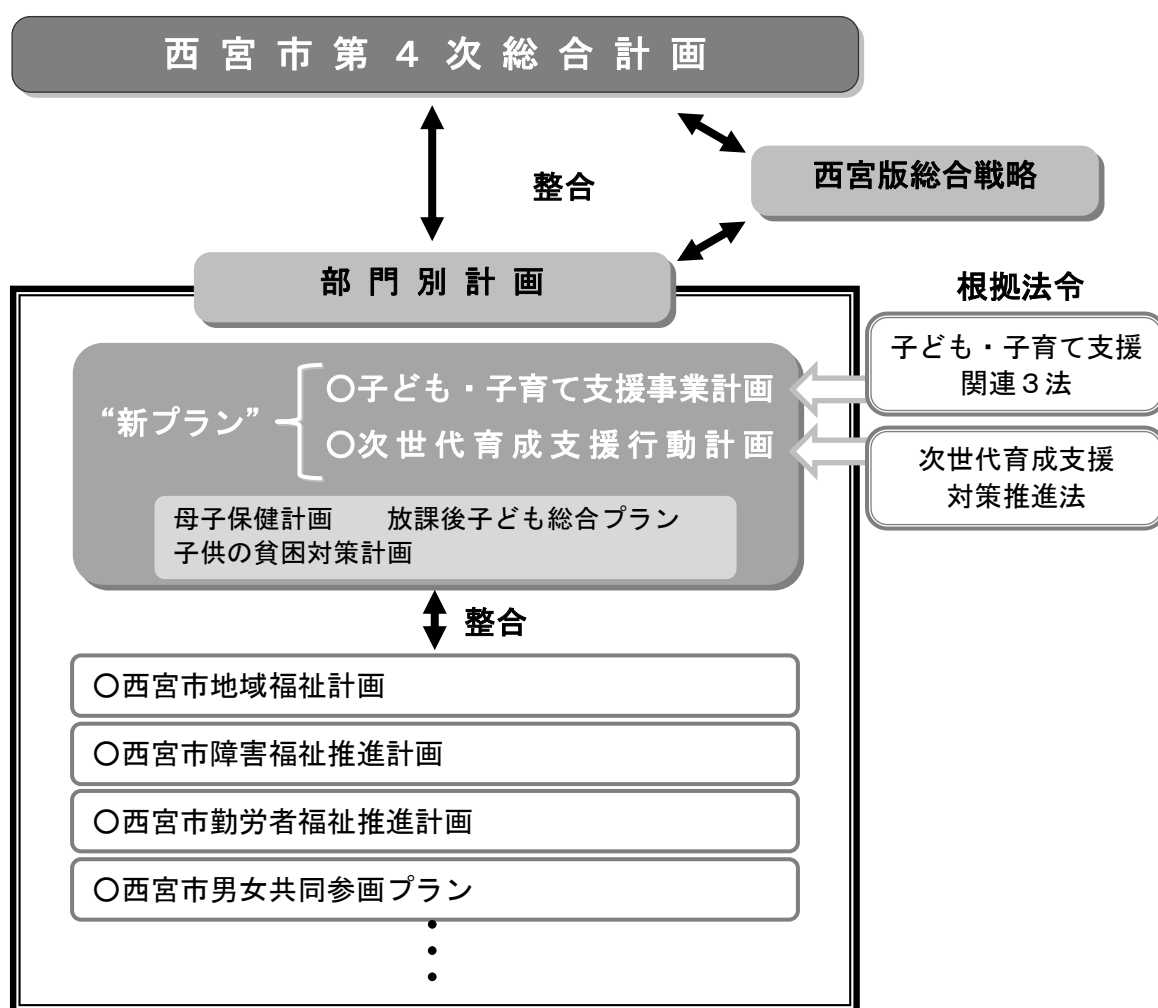
次世代法が平成27年4月から10年間延長され次世代計画の策定が任意とされたことから、本市では次世代計画後期計画を延長し、事業計画と並行して施策にあたってまいりました。この度、平成29年度の事業計画の中間見直しにあわせて2つの計画を統合し、平成36年度までの市の子育て支援施策の方向性や目標を示す新しい計画（以下「新プラン」という。）を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく法定計画及び、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画として策定します。

策定にあたっては、国の策定指針及び本市の現状と課題に基づき、西宮市幼児期の教育・保育審議会での答申※1、西宮市子ども・子育て会議での意見、次世代計画の評価などを踏まえたものになっています。

また、本市の最上位計画である「西宮市総合計画」※2の部門別計画とし、「西宮版総合戦略」や各部門別計画との整合を図るとともに、「母子保健計画」や「放課後子ども総合プラン」、「子供の貧困対策計画」を包含するものとします。



※1 「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭と地域における子育ての役割について」等の6つの諮問項目について、平成22年7月から3か年にわたり審議を行いました。

※2 本市の長期的なまちづくりの基本的方向と事業、施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となる市の最上位計画（計画期間は平成21年度から平成30年度まで）。

### 3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「西宮市子ども・子育て会議」及び「西宮市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」において審議を行い、計画内容の検討を行いました。

また、平成 28 年 9 月に「西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート調査」を実施し、子育てに係る課題やニーズの把握に努めると共に、計画素案の立案に際しパブリックコメントを実施し市民の皆さまからのご意見を募りました。

### 4. 計画の対象・期間

本計画の対象は、市内に住むおおむね 18 歳未満のすべての子供とその家族、地域住民、事業主とします。

本計画の期間は、平成 30 年度から平成 36 年度の 7 年間とします。また、事業計画の第 2 次計画の期間にあたる平成 32 年度から平成 36 年度の「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについては、平成 31 年度に設定を行います。

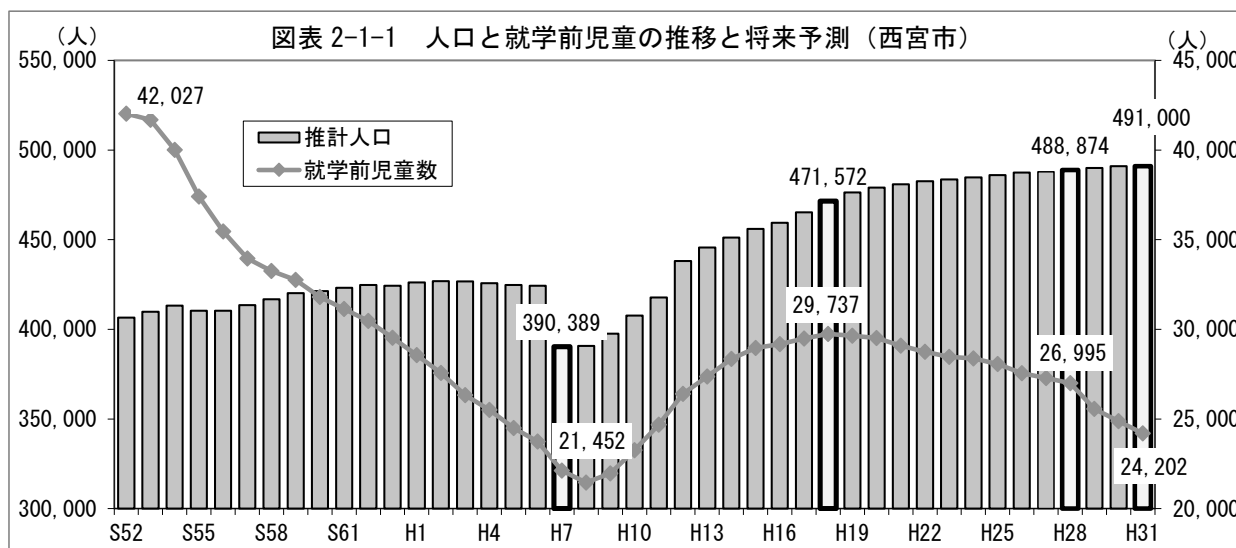
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
西宮市 次世代育成支援 行動計画 (後期計画)												
	~H27.3 まで		延長		中間見直し	新プラン (H30.4~H37.3) (H32~H36 の量の見込みは H31 に設定)						
西宮市 子ども・子育て 支援事業計画			H27.4~H32.3									

# 第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

## 1. 人口の動向

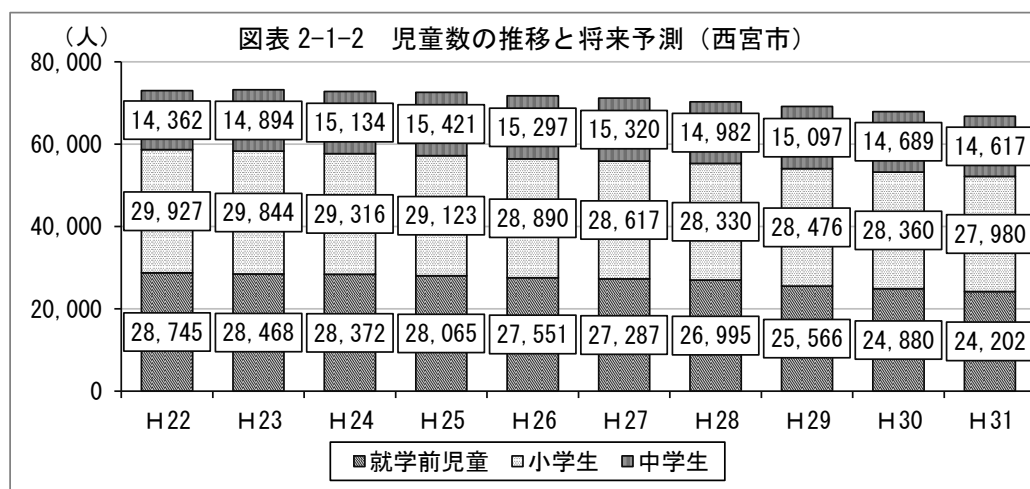
### (1) 人口の推移と将来予測

本市の人口の推移と将来予測をみると、「総人口」は微増傾向にあり、平成28年で488,874人となっています。一方、「就学前児童数(0～5歳児)」は、平成18年をピークに減少傾向にあり、平成28年で26,995人となっています。また、平成29年以降も「総人口」は微増傾向、「就学前児童数」は減少傾向となっています。



資料：総人口「西宮の統計」(平成28年まで)、「西宮市将来人口推計(平成24年6月)」(平成29年以降)、就学前児童数「西宮市教育委員会資料」(平成28年まで)、「西宮市子ども支援局資料」(平成29年以降)

本市の児童数の推移と将来予測をみると、「就学前児童」と同様に「小学生」、「中学生」とも、今後は減少傾向となっています。



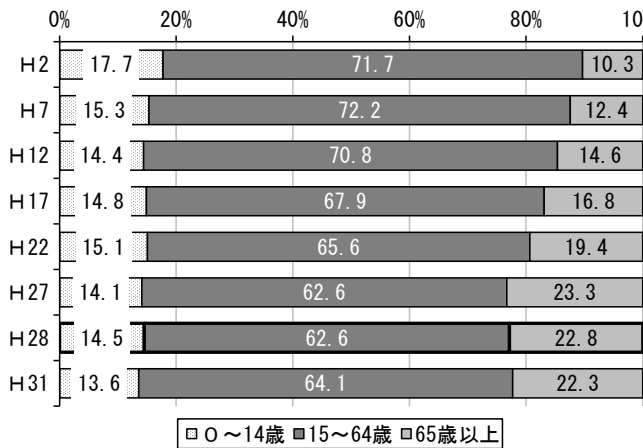
資料：就学前児童数「西宮市教育委員会資料」(平成28年まで)、「西宮市子ども支援局資料」(平成29年以降)、小学生、中学生「兵庫県学校基本調査」(平成28年度まで)



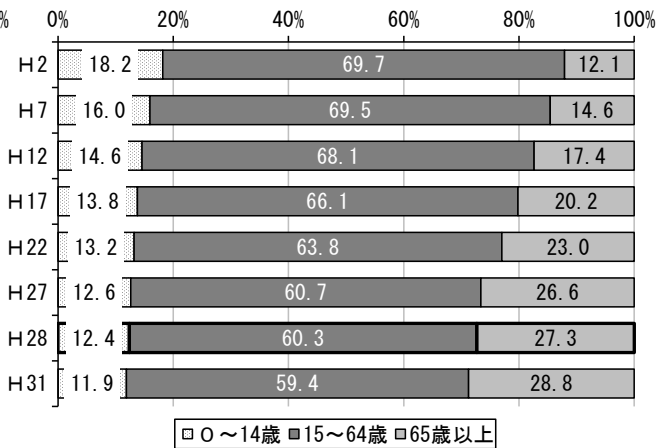
## (2) 人口構造

本市の年齢別の人口の推移をみると、「0～14歳」の人口割合の減少スピードは全国平均と比較すると遅く、平成7年から平成28年までほぼ横ばいの状態です。しかし、65歳以上の人口割合は年々増加しており、全国平均と同様に高齢化が進んでいます。

図表 2-1-3 年齢別の人口の推移（西宮市）



図表 2-1-4 年齢別の人口の推移（全国）

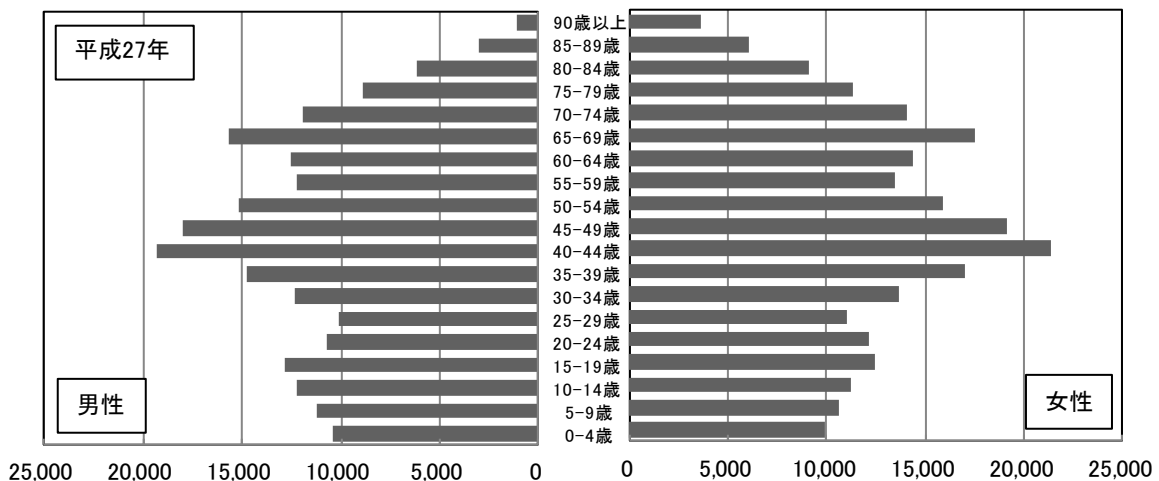


資料：国勢調査（平成27年まで）、  
「住民基本台帳（9月末）」（平成28年）、  
「西宮市の将来人口推計（平成24年6月）」（平成31年）

資料：国勢調査（平成27年まで）、  
総務省統計局「人口推計（10月1日）」（平成28年）、  
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来人口推計（平成24年1月推計）」（平成31年）

年齢別の人口構成をみると、男女ともに40歳から49歳（昭和41年～50年生まれ。以降、団塊ジュニア世代。）が多く団塊の世代を上回っている状況です。これは震災後急激に人口が増加したことによるものと示唆され、西宮市特有の人口構造となっています。

図表 2-1-5 年齢別人口構成（西宮市）

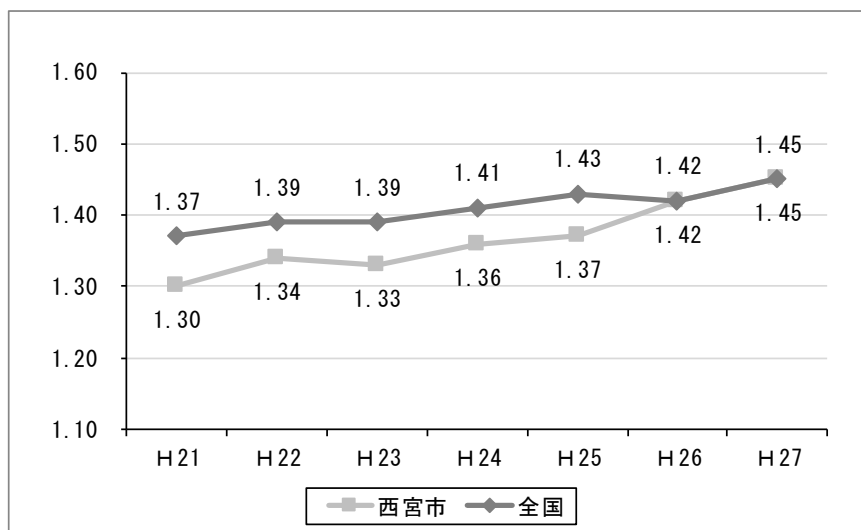


資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

### (3) 出生の動向

本市の合計特殊出生率は微増傾向にあり、平成25年度までは全国を下回っていましたが、平成26年度以降は全国平均と同程度となっています。

図表 2-1-6 合計特殊出生率の推移



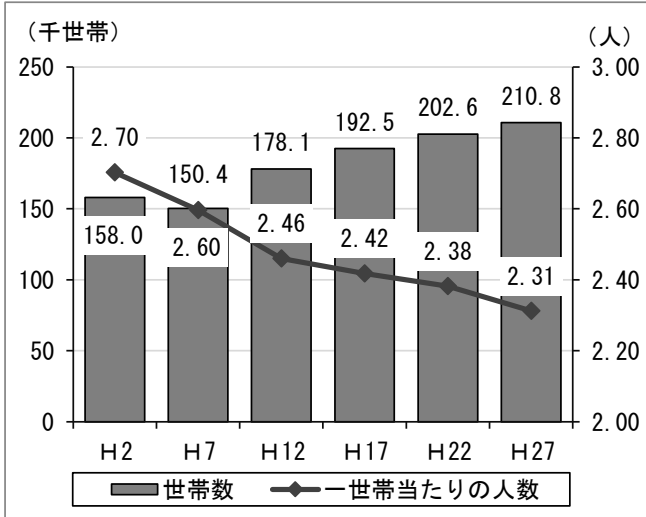
資料：西宮市保健所、西宮市健康福祉局資料、全国「人口動態統計（厚生労働省）」

- 子育て世帯の転出入の状況を追加
- 母親の年齢別・居住年数別の推移を追加

#### (4) 世帯（家族）や就労の状況

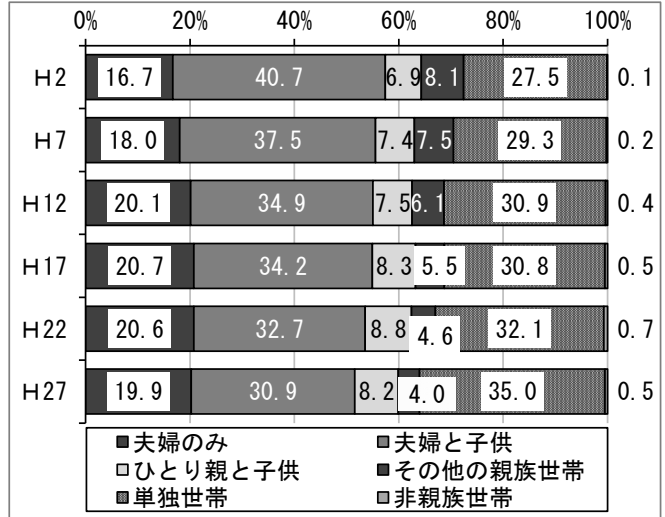
本市の世帯数と一世帯あたりの人数をみると、世帯数は年々増加している一方で、一世帯あたりの人数は年々減少しています。また、本市の世帯の家庭類型別割合をみると、「ひとり親と子供」、「単独世帯」は増加傾向となっており、世帯の小規模化や核家族化がさらに進んでいることがうかがえます。

図表 2-1-8 世帯数と一世帯あたりの人数（西宮市）



資料：国勢調査

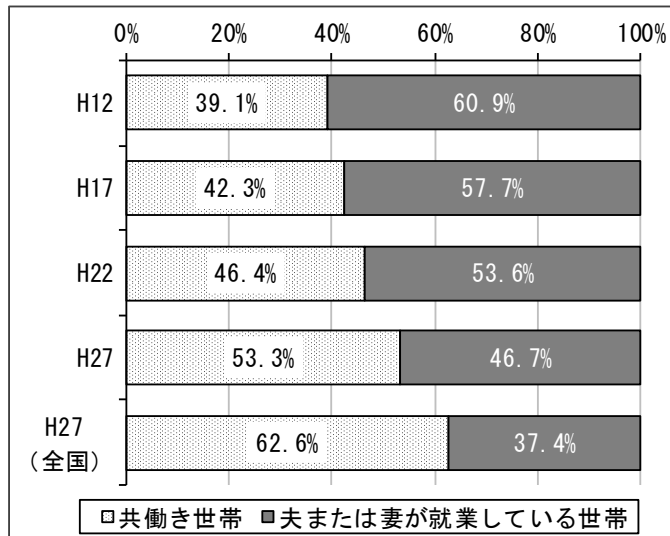
図表 2-1-9 世帯の家庭類型別割合（西宮市）



資料：国勢調査

子供のいる夫婦世帯のうち、就業している世帯割合の推移をみると、共働き世帯の割合は増加傾向にあり、平成 27 年では 50%を超えているものの、全国平均よりは低くなっています。

図表 2-1-10 子供のいる夫婦世帯のうち就業している世帯割合（西宮市）



資料：国勢調査

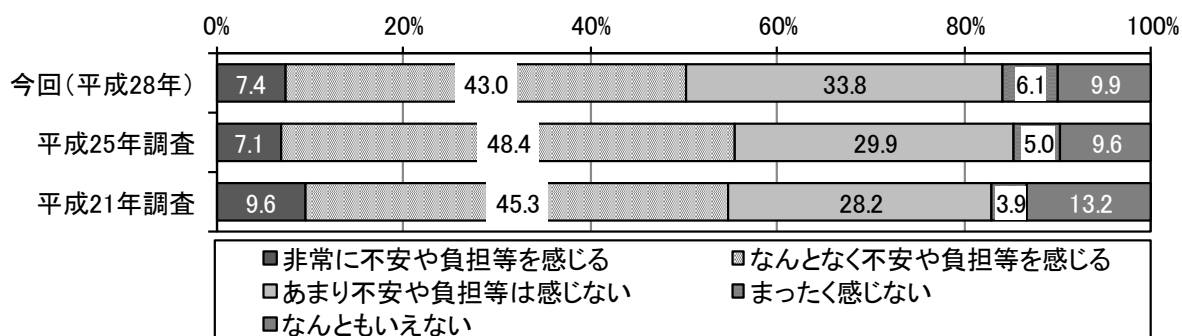
## 2. ニーズ調査からみる子育ての状況

調査の名称	西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート調査	
調査の目的	市の子育て支援政策の総合的な推進にあたり、本市における子育て支援に関するご意見等を把握し、基礎資料とすることを目的に実施	
調査設計	調査対象	就学前児童：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出 小学生：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出
	調査期間	平成28年9月9日～9月23日
	調査方法	調査票による本人記入方式 郵送配布・郵送回収による郵送調査法

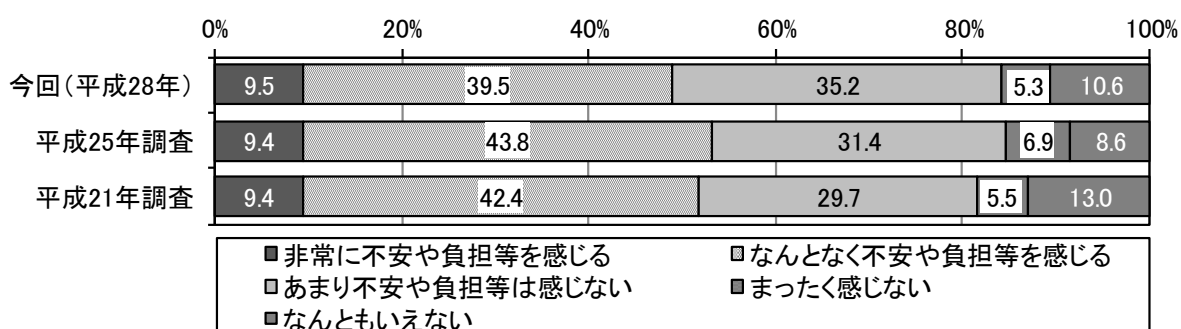
### (1) 子育ての不安や負担等

子育てに関して不安や負担等を感じるかについて、就学前では『感じる』（「非常に不安や負担等を感じる」と「なんとなく不安や負担等を感じる」の合計）が今回調査で50.4%となっており、平成25年調査の55.5%、平成21年調査の54.9%を下回っています。小学生も同様に『感じる』が今回調査で49.0%となっており、平成25年調査の53.2%、平成21年調査の51.8%を下回っています。

図表 2-2-1 子育てに関する不安や負担を感じるか（就学前）



図表 2-2-2 子育てに関する不安や負担を感じるか（小学生）



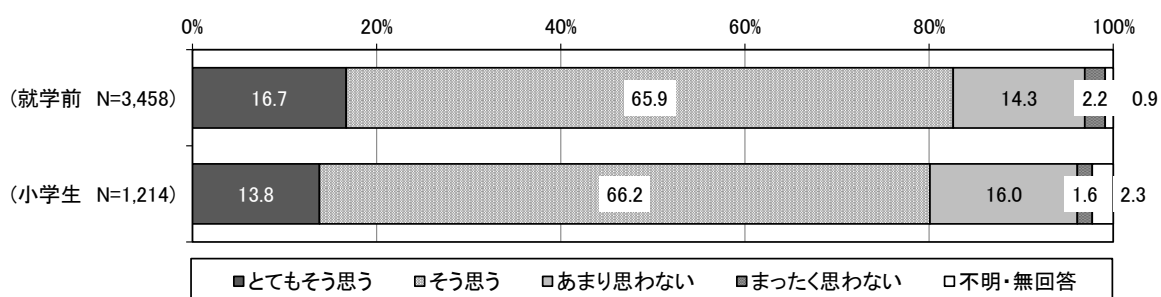
## (2) 子育て全般

子供にとって住みやすいと思うかについては、『思う』（「とても思う」と「思う」の合計）が就学前では82.6%、小学生では80.0%といずれも8割を超えて高くなっています。

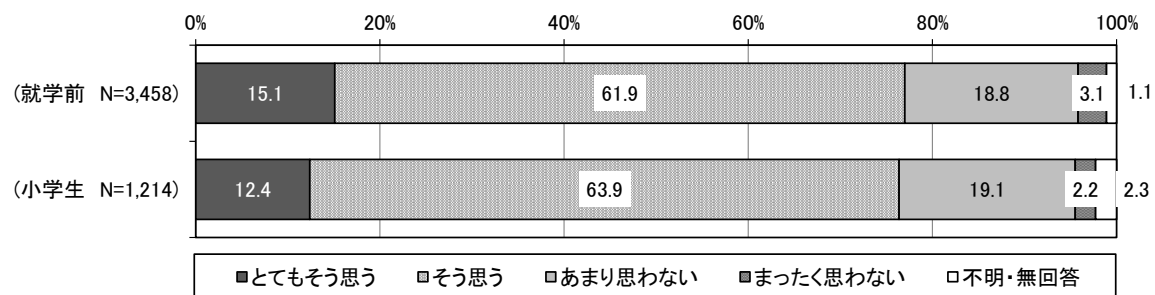
子育てしやすいまちだと感じるかについては、『思う』（「とても思う」と「思う」の合計）が就学前では77.0%、小学生では76.3%といずれも7割を超えて高くなっています。

子育て支援でもっと力を入れてほしいことについて、就学前では「子育てにかかる経済的負担の支援」が55.6%、「安心して遊べる場や公園の整備」が43.8%、「出産後に安心して就職・復職できるための保育所の確保」が41.4%で高くなっており、小学生では「子供が安心して遊べる場所づくり」が63.4%、「子供への犯罪を防ぐ対策」が42.5%、「子供が事故にあわないための安全な環境」が40.4%で高くなっています。

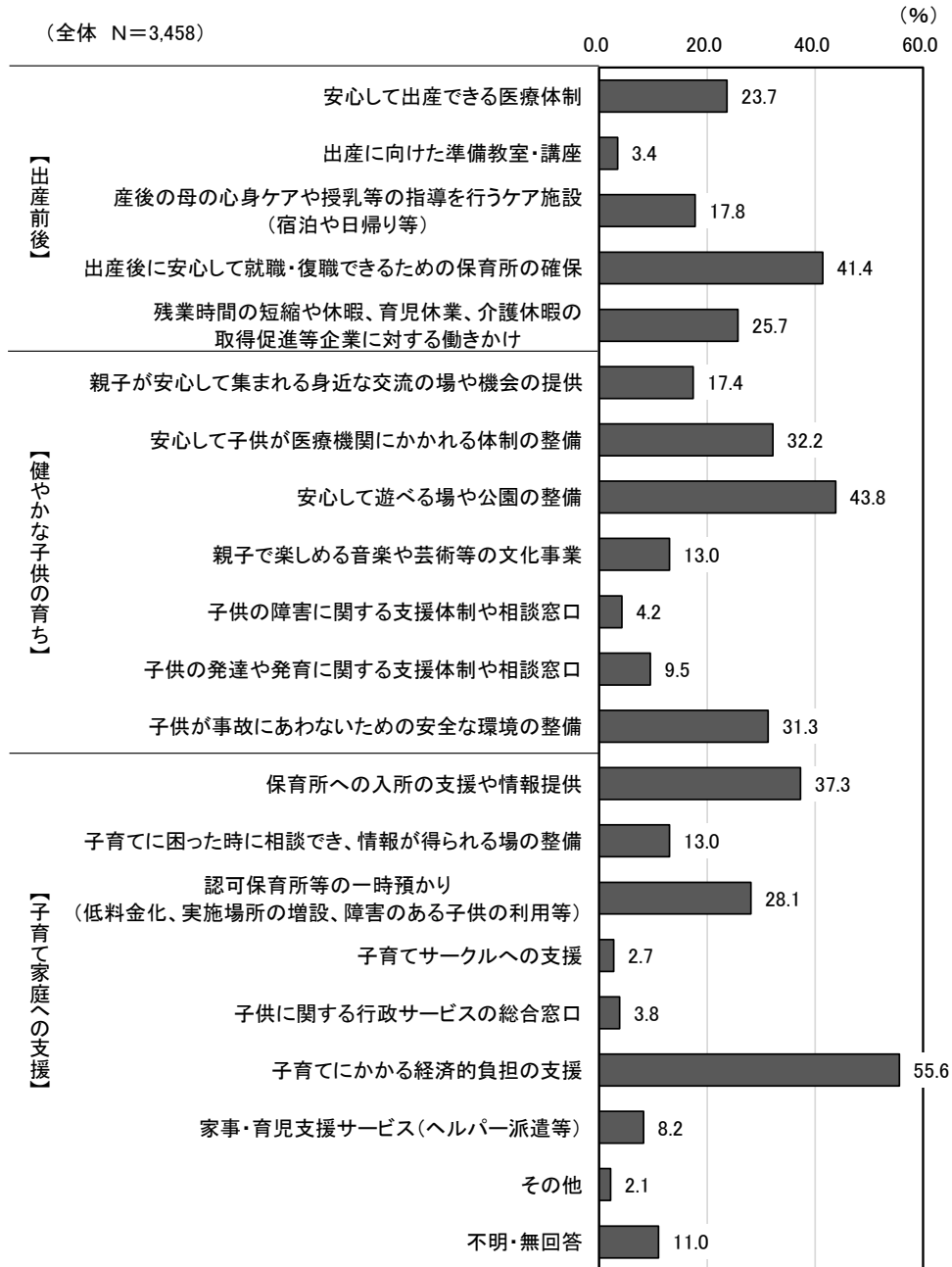
図表 2-2-3 子供にとって住みやすいと思うか



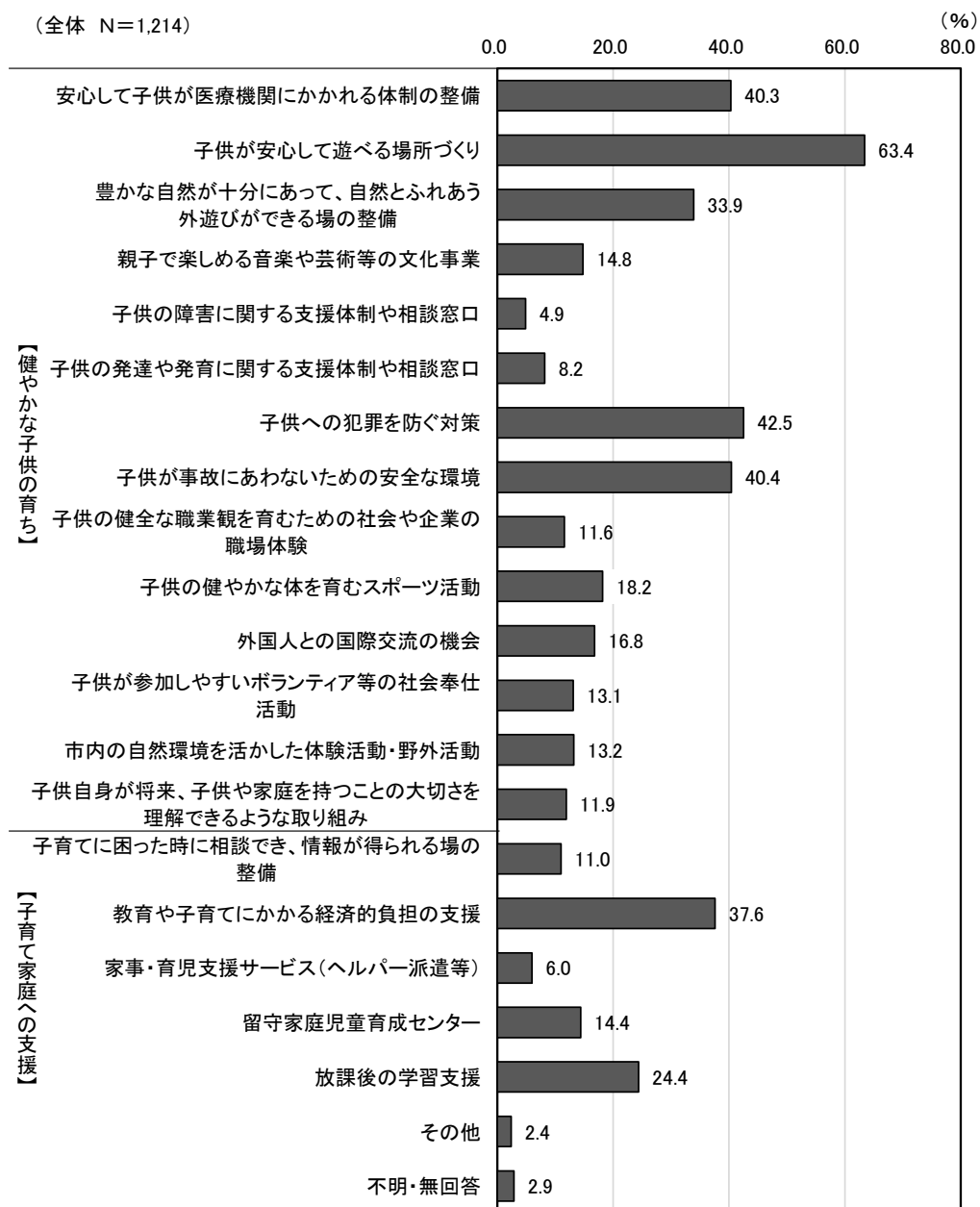
図表 2-2-4 子育てしやすいまちだと感じるか



図表 2-2-5 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（就学前）



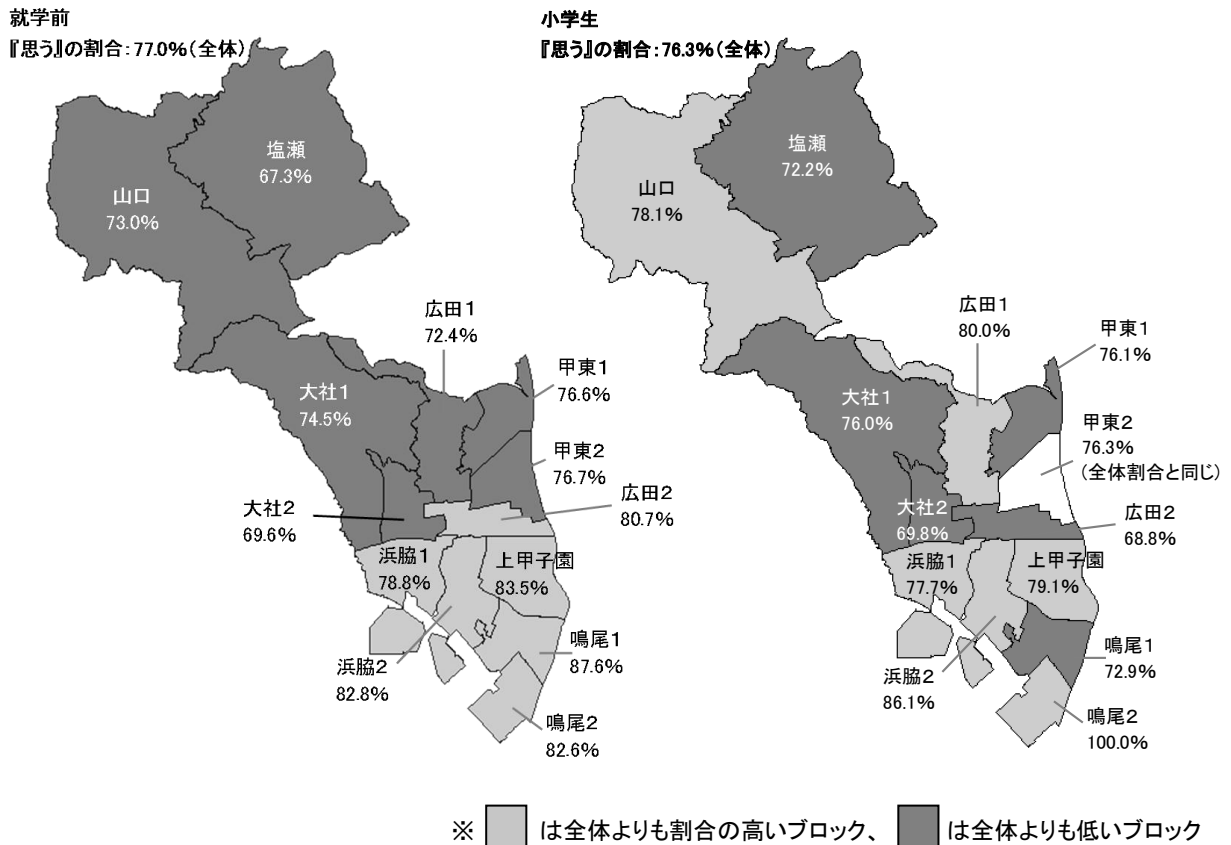
図表 2-2-6 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（小学生）



### (3) 地区別の状況

子育てしやすいまちだと感じるかについて小ブロック別にみると、就学前では「広田2」「浜脇1」「浜脇2」「上甲子園」「鳴尾1」「鳴尾2」で『思う』の割合が高くなっています。小学生では「山口」「広田1」「浜脇1」「浜脇2」「上甲子園」「鳴尾2」で『思う』の割合が高くなっています。

図表 2-2-7 子育てしやすいまちだと感じるか（小ブロック別）





## 第3編 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

基本理念

子供が輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ  
～ 子育てするなら 西宮 ～

### 2. 基本的な視点

#### (1) すべての子供が健やかに成長する社会をめざします

- しっかりとした愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

#### (2) すべての子供の幸せを第一に考えます

- 社会の希望であり、未来をつくる存在である子供が自身の幸せを実感できるよう、すべての子供の幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。  
また、子供の権利や利益を尊重し、乳幼児期から青年期における個々の成長・発達に応じた育ちや個性を踏まえた取り組みを進めていきます。

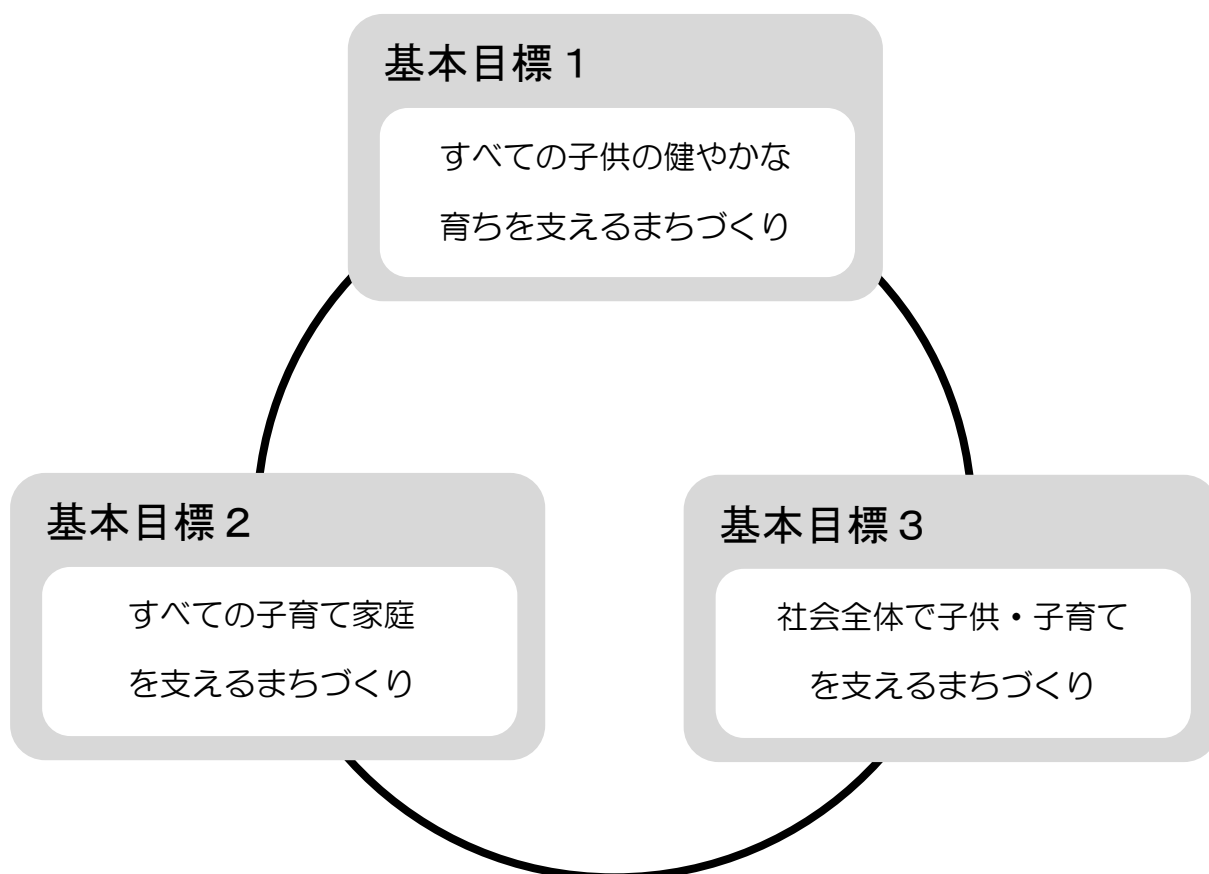
#### (3) 子育てが楽しく思えるまちをめざします

- 子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、すべての子育て家庭を支え、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

#### (4) まち全体で子供を育みます

- 保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長をともに喜び、安心して子育てができる環境づくりや子供の居場所づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。  
また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、子供たち自身が参画する機会をつくり、まち全体で子供を育みます。

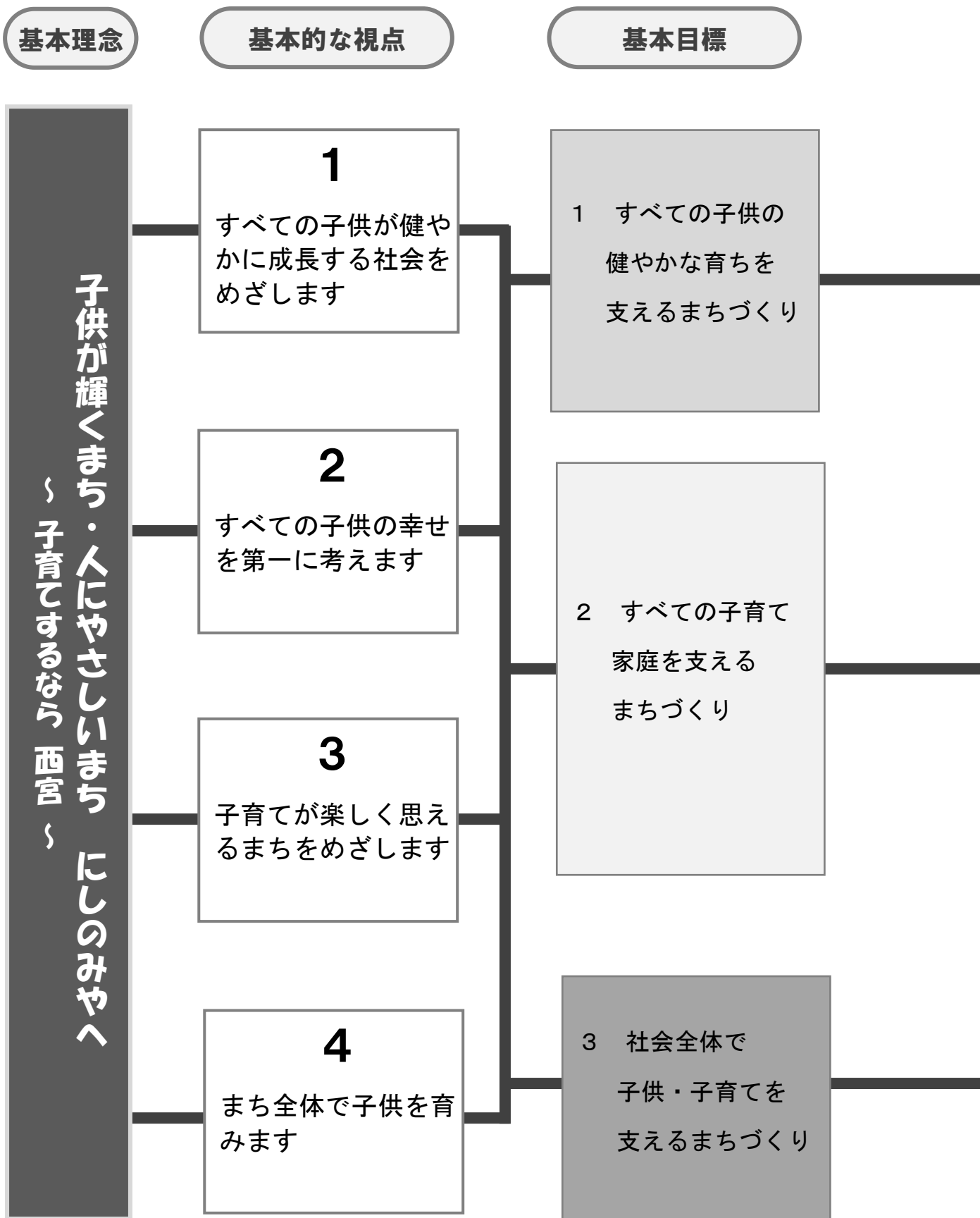
### 3. 基本目標





# 第4編 計画の施策内容

## 1. 施策体系



## 重点施策

## 基本施策

### 1 教育・保育の充実

### 2 放課後の子供の居場所の充実

### 3 障害のある子供への支援の充実

### 4 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

### 5 地域の子育て支援の充実

### 6 社会的な支援が必要な子供・家庭への支援

### 7 ワーク・ライフ・バランスの推進

#### (1) 乳幼児期の教育・保育環境の充実

- ①保育所の待機児童の解消
- ②教育・保育の質の向上

#### (2) 子供の生きる力の育成

#### (3) 子供の健全育成の推進

- ①放課後の居場所づくり
- ②体験・交流機会の創出

#### (4) 青少年の育成支援の充実

#### (1) 妊娠期・出産、乳児期における支援

- ①安心して妊娠・出産できる環境の整備
- ②乳児期の健やかな育ちの確保

#### (2) 子育て支援・相談体制の充実

- ①子育て支援サービスの充実
- ②保育サービスの充実
- ③相談体制、情報提供の充実
- ④親同士の交流機会の確保

#### (3) 家庭の教育力の向上

#### (4) 子育て家庭への経済的支援の充実

#### (5) 社会的な支援が必要な子供・家庭への支援

- ①子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実
- ②児童虐待防止対策の充実

#### (1) 地域教育力の向上

#### (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

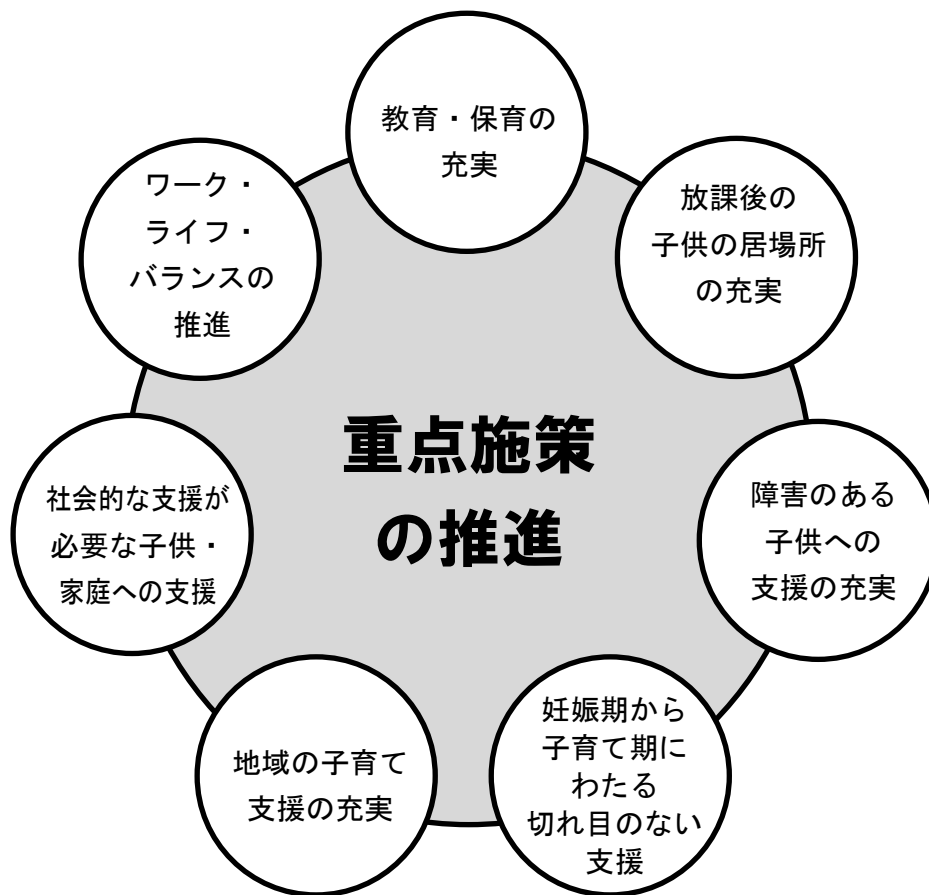
- ①働きやすい職場環境づくりの推進
- ②子育て世代への就労支援

#### (3) 安心・安全な子育て環境の整備

- ①子供の安全対策の充実
- ②子育てしやすいまちづくりの推進

## 2. 重点施策

次世代計画及び事業計画における国の基本指針に基づくすべての施策から、本市の子育て支援施策における“現状・課題”、“子ども・子育て会議等での意見”、平成 28 年 9 月に行った“アンケート調査結果”を踏まえ、計画期間内（平成 30 年度～平成 36 年度）により重点的に取り組むべき施策を「重点施策」に位置付けます。

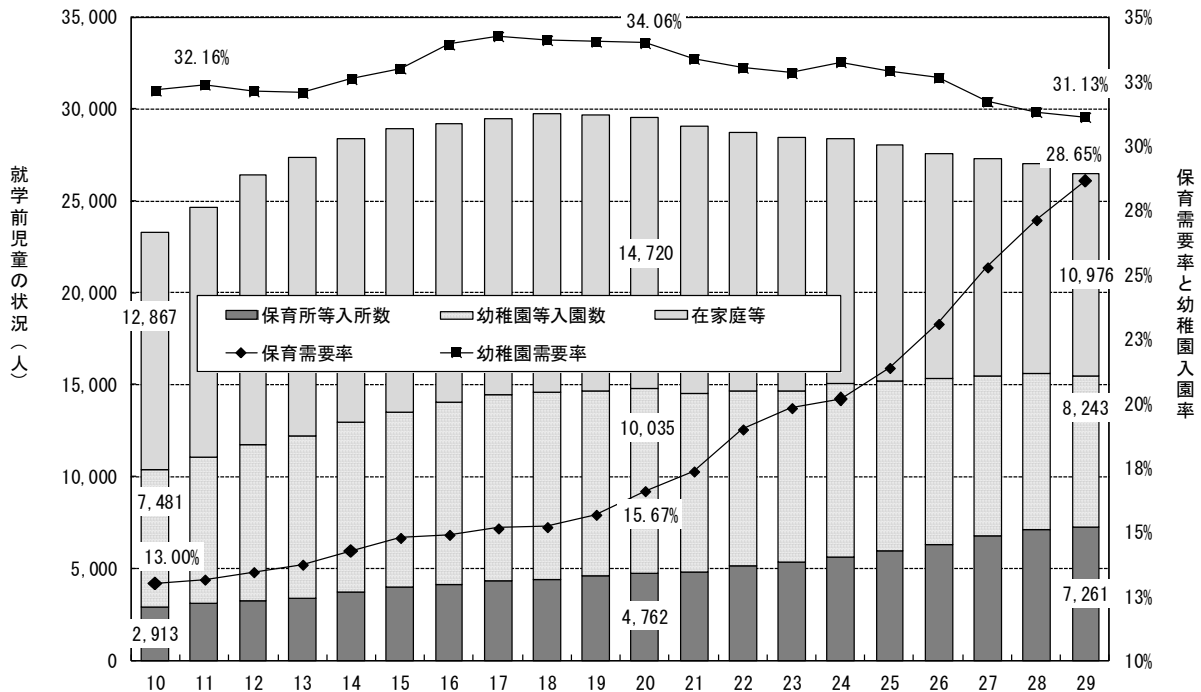


# 1 教育・保育の充実

## 現 状・課 題

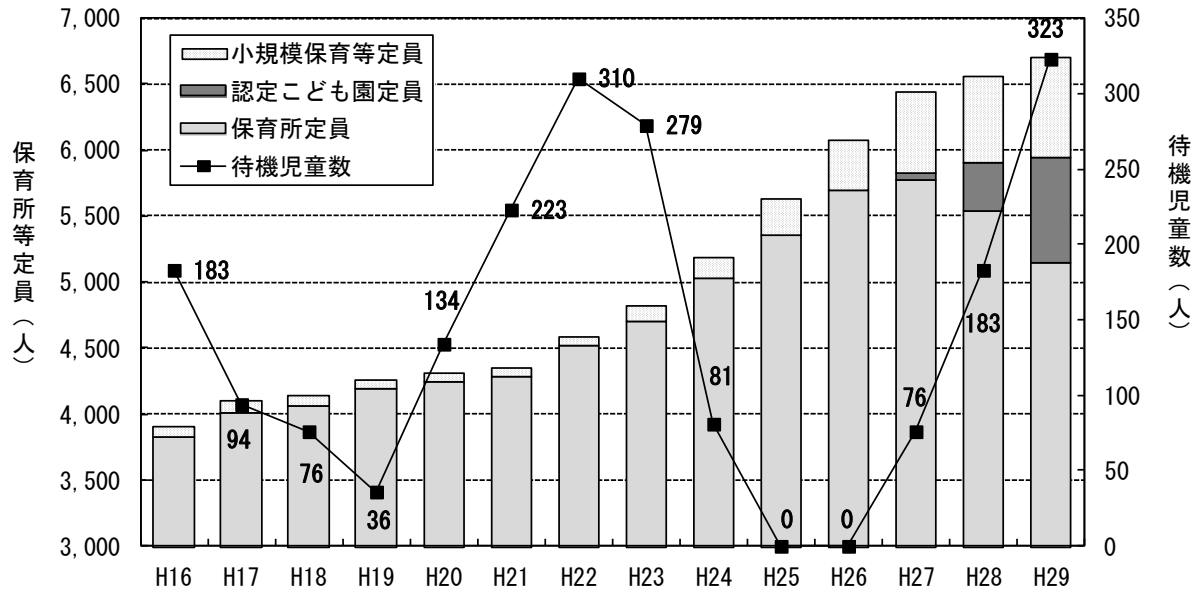
- 保育需要は近年急激に増大し、平成 29 年 4 月 1 日現在の厚生労働省の定義に基づく待機児童数は 323 人、希望どおり入所できなかった方は 830 人と過去最大となっています。
- 保育需要が増大する一方で、就学前児童数は減少傾向にあることから、保育所や幼稚園のニーズなどについて、中・長期的な将来推計を行い、施設の適正配置に関する方針や公立施設のあり方などを示していくことが求められます。
- 待機児童対策として開設を推進してきた地域型保育事業については、保育士、保健師、栄養士による施設巡回で安全性などの助言・指導を行うほか、指導監査、職員研修など事業者へのきめ細かな支援を行い、保育の質の担保に努めます。
- 子供が病気の際に安心して預けられるよう病児保育施設の地域偏在の解消や平成 28 年度から実施している訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度の周知を図る必要があります。

図表 4-2-1 保育需要率及び幼稚園入園率と就学前児童の推移（西宮市）



資料：西宮市こども支援局「保育所入所数」（4/1 現在）、西宮市教育委員会「就学前児童数」「幼稚園在籍児童数」（5/1 現在）  
 ※1 保育需要率：「認可保育所、保育ルーム、家庭保育所、小規模保育施設の入所数＋待機児童数」÷「就学前児童数」  
 ※2 幼稚園入園率：「幼稚園在籍児童数」÷「就学前児童数」

図表 4-2-3 保育所等の定員と待機児童数の推移（各年度 4 月 1 日現在）



資料：こども支援局

※認定こども園定員：2号、3号の定員

小規模保育等定員：家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業を実施する施設の定員

図表●

病児保育事業の満足度

全体的に不満傾向が高く、供給量の少ない地域で特に満足度が低い

上段:度数 下段:%		満足	やや満足	やや不満	不満	
小学校区別 (小ブロック)	全体	N=494	49 9.9	144 29.1	141 28.5	160 32.4
	浜脇1	N=51	5 9.8	10 19.6	11 21.6	25 49.0
	浜脇2	N=31	2 6.5	8 25.8	10 32.3	11 35.5
	鳴尾1	N=26	3 11.5	9 34.6	8 30.8	6 23.1
	鳴尾2	N=19	4 21.1	4 21.1	7 36.8	4 21.1
	上甲子園	N=58	5 8.6	21 36.2	18 31.0	14 24.1
	大社1	N=35	3 8.6	11 31.4	8 22.9	13 37.1
	大社2	N=30	5 16.7	6 20.0	9 30.0	10 33.3
	広田1	N=24	1 4.2	6 25.0	13 54.2	4 16.7
	広田2	N=32	3 9.4	11 34.4	9 28.1	9 28.1
	甲東1	N=32	5 15.6	14 43.8	10 31.3	3 9.4
	甲東2	N=45	7 15.6	19 42.2	11 24.4	8 17.8
	山口	N=40	4 10.0	3 7.5	10 25.0	23 57.5
	塩瀬	N=57	2 3.5	14 24.6	14 24.6	27 47.4
	不明・無回答	N=14	-	8 57.1	3 21.4	3 21.4

資料：子ども・子育て支援のためのアンケート調査結果報告書（平成 29 年 3 月）



## 課題解決に向けて・今後の方向性

次回以降の会議でお示しします。また、ここでは子ども・子育て支援事業計画策定指針で定められている以下の必須事項を記載します。

- 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- 時間外保育事業（延長保育事業）の量の見込み及び確保方策
- 多様な主体の参入促進事業（巡回支援事業）の量の見込み及び確保方策
- 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育事業）の量の見込み及び確保方策
- 病児保育事業の量の見込み及び確保方策
- 認定こども園の普及に係る基本的な考え方や目標設置数、設置時期について
- 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等について
- 教育・保育の役割について
- 質の高い教育・保育の提供について
- 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携について

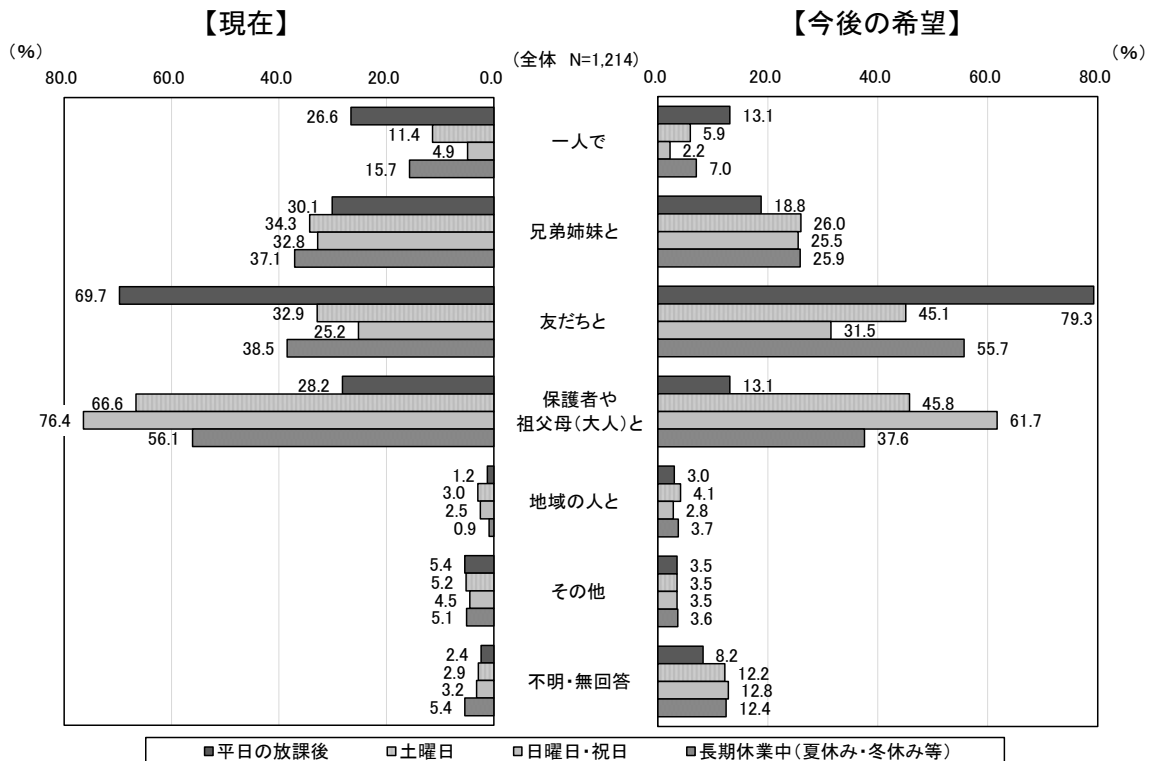
成果指標（案）	基準値	目標値

## 2 放課後の子供の居場所の充実

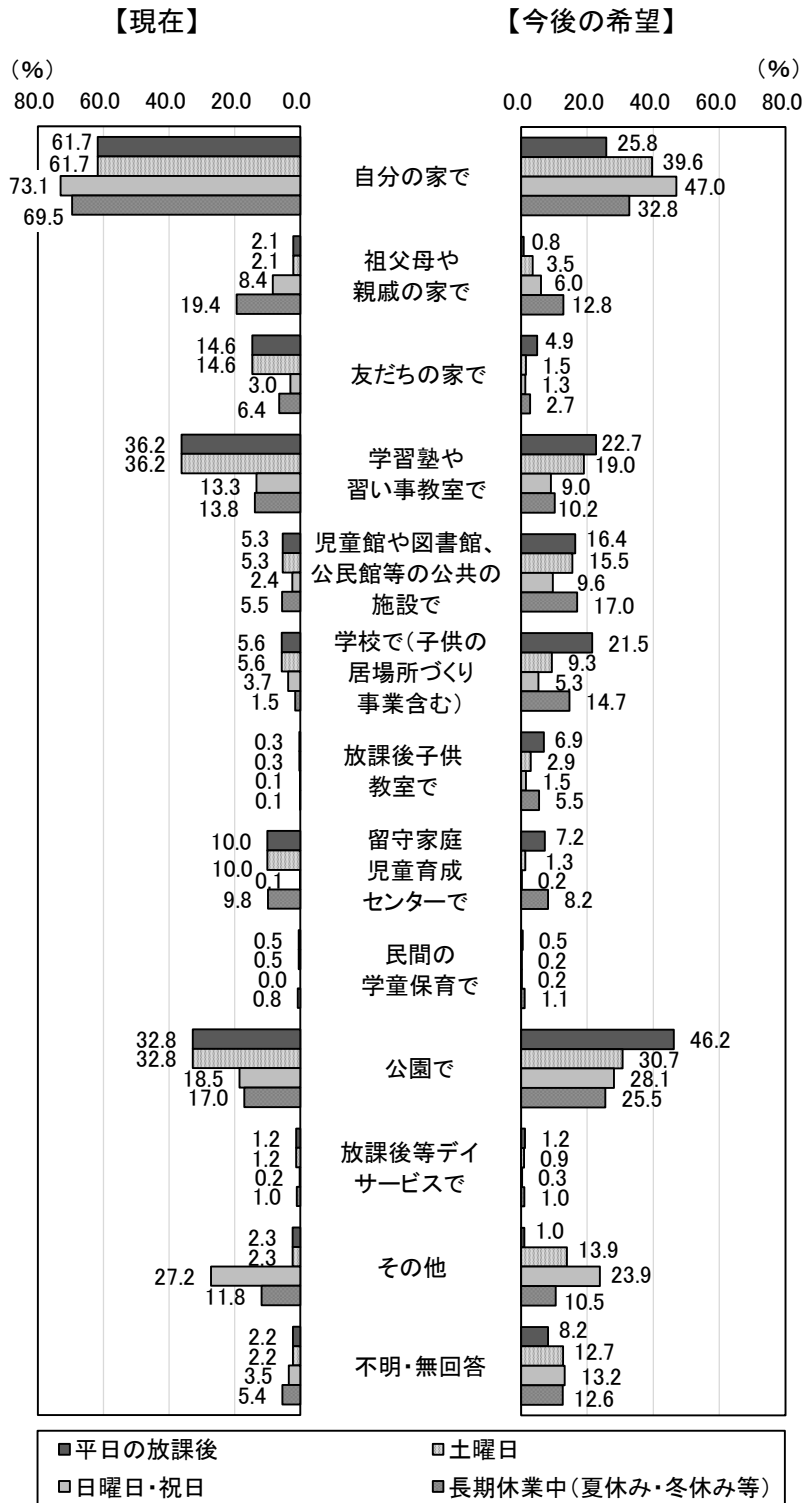
### 現 状・課 題

- 国では全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう総合的な放課後対策として「放課後子ども総合プラン」の整備を推進しています。
- 本市においても子育て支援でもっと力を入れてほしいこととして「子供が安心して遊べる場所づくり」が最も高い結果となり、安全・安心な放課後対策が求められています。
- また現在、多くの子供が放課後は「自分の家」で過ごしていますが、保護者が希望する場所としては「公園」が最も高くなっています。
- 留守家庭児童育成センターについては増大する保育需要に加え、高学年の受入などが課題となっています。
- 「留守家庭児童育成センター」のほか、「子供の居場所づくり事業」、「放課後子供教室」、「児童館」といった様々な事業で放課後対策が進められており、西宮の全ての子供の育ちを支援する観点から、それぞれで実施している事業の連携を図り、総合的な放課後対策を検討していく必要があります。

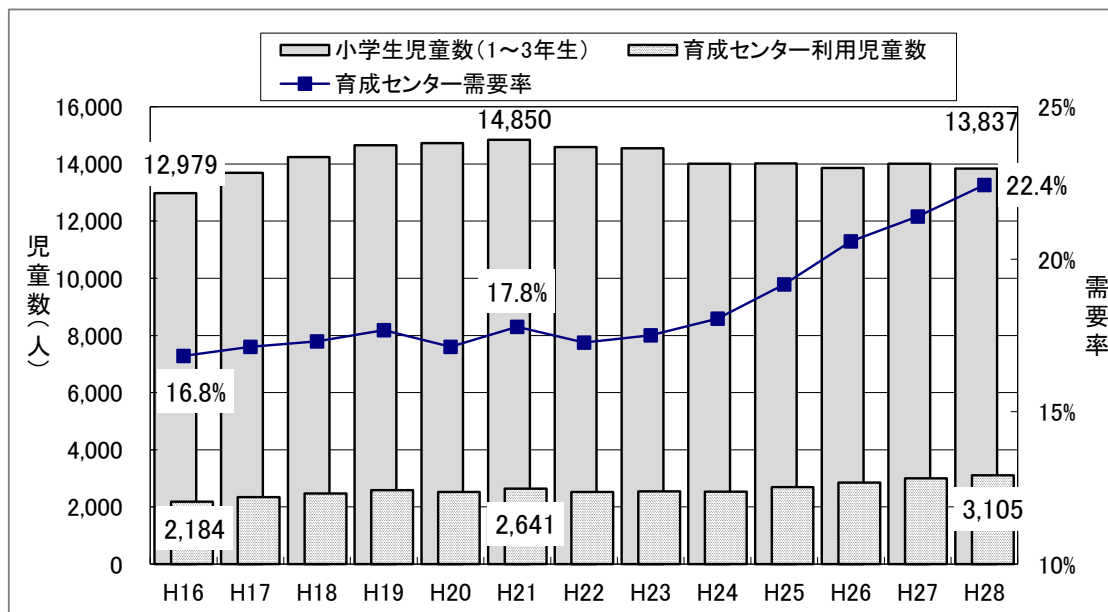
図表● 放課後を誰と過ごすかの比較（現在と今後の希望）



図表● 放課後をどこで過ごすかの比較（現在と今後の希望）



図表● 市立小学校児童数（1～3年生）と育成センター利用数・需要率



資料：西宮市子ども支援局「育成センター利用児童数」（5/1 現在）、西宮市教育委員会「小学生児童数」（5/1 現在）

※育成センター需要率：「育成センター利用児童数」÷「小学生児童数（1～3年生）」×100

## 課題解決に向けて・今後の方向性

次回以降の会議でお示しします。また、ここでは子ども・子育て支援事業計画策定指針で定められている以下の必須事項を記載します。

○放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）の量の見込み及び確保方策  
また、次世代育成支援行動計画策定指針等で定める放課後子ども総合プランに基づく行動計画についても以下のとおり記載します。

### ■今後の主な取り組み（国の放課後子ども総合プランに基づく行動計画）

市が取り組むべき項目	本市の方針
放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量	
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量	
放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画	
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	

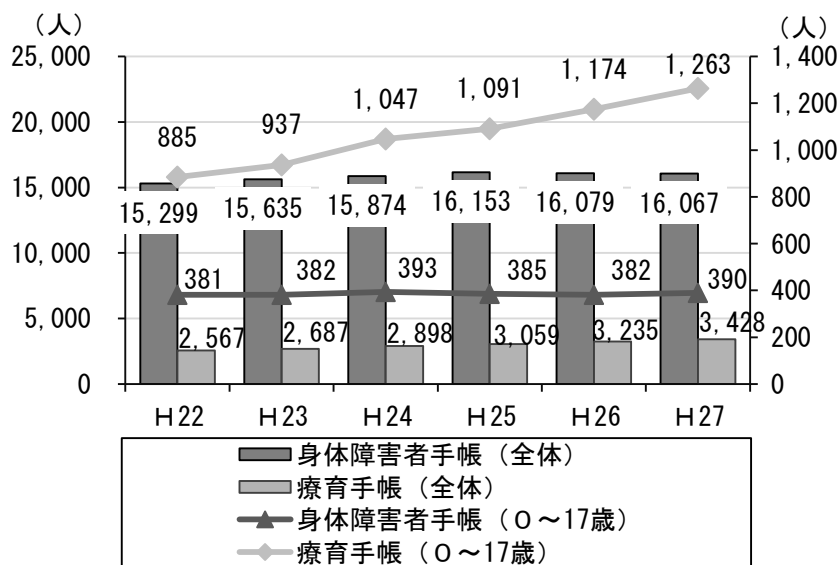
成果指標（案）	基準値	目標値

### 3 障害のある子供への支援の充実

#### 現 状・課 題

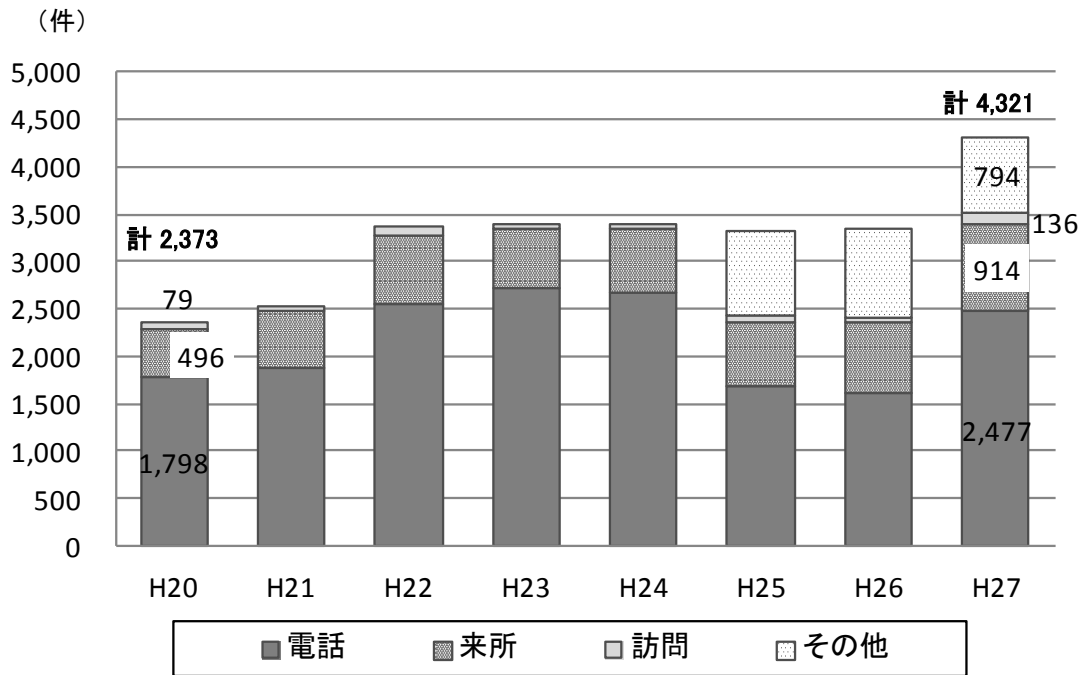
- 身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいで推移していますが、発達障害を含む療育手帳所持者が年々増加しています。
- 潜在的なニーズも含め、何らかの形での支援を必要とする子供の数は、子供（0歳以上18歳未満）の人口の約11%程度（西宮市児童発達支援センター等施設整備事業基本計画における推計）いるものと推測され、平成29年3月末現在の子供の人口でみると約9,300人存在するものと推定しています。
- こども未来センターでは、診療待ち期間を短縮するため、医師の増員等により診療体制の充実を図ったほか、診療待ちの児童の保護者を対象に、子育ての不安を軽減するための事業を拡充しています。
- こども未来センターだけでなく家庭や学校園も含め、あらゆる場面において、支援が必要な子供がそれぞれの成長過程や発達段階に応じた支援が受けられるよう関係者・機関との情報共有が必要です。
- 普段の生活の大半を過ごす幼稚園、保育所、小学校等の学校園においては、専門性の向上と受入態勢の強化を図る必要があります。
- 一般市民向けに発達障害等の啓発を進め、障害への理解が進み、子供たちが暮らしやすい社会づくりを進めていく必要があります。

図表● 障害のある児童数の状況（西宮市）



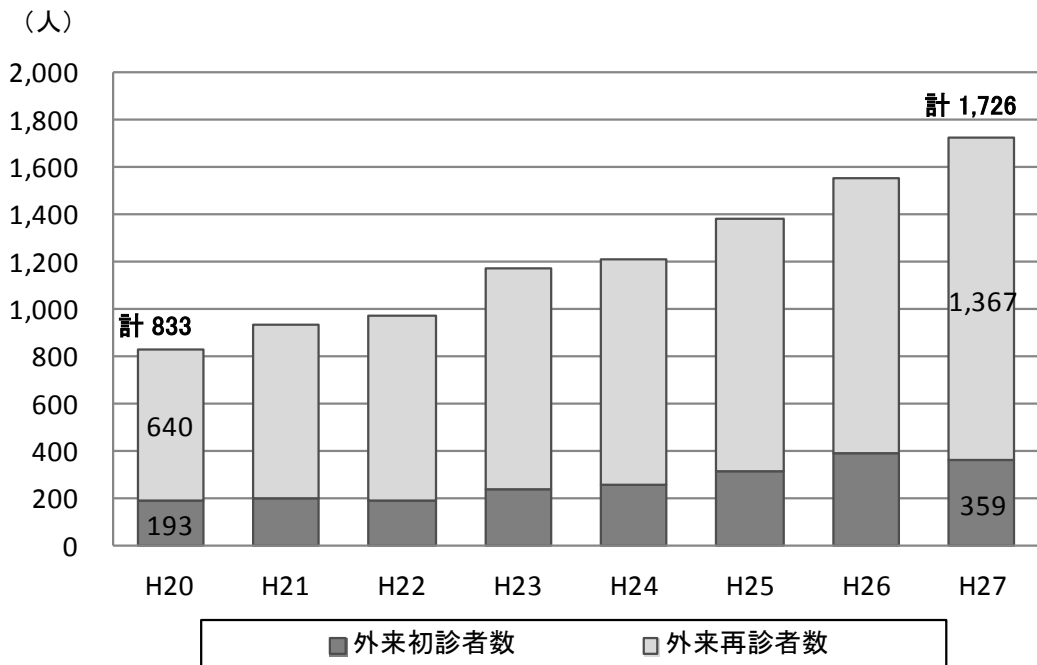
資料：健康福祉局

図表● 旧わかば園における相談実績 [H27.9～こども未来センター] (西宮市)



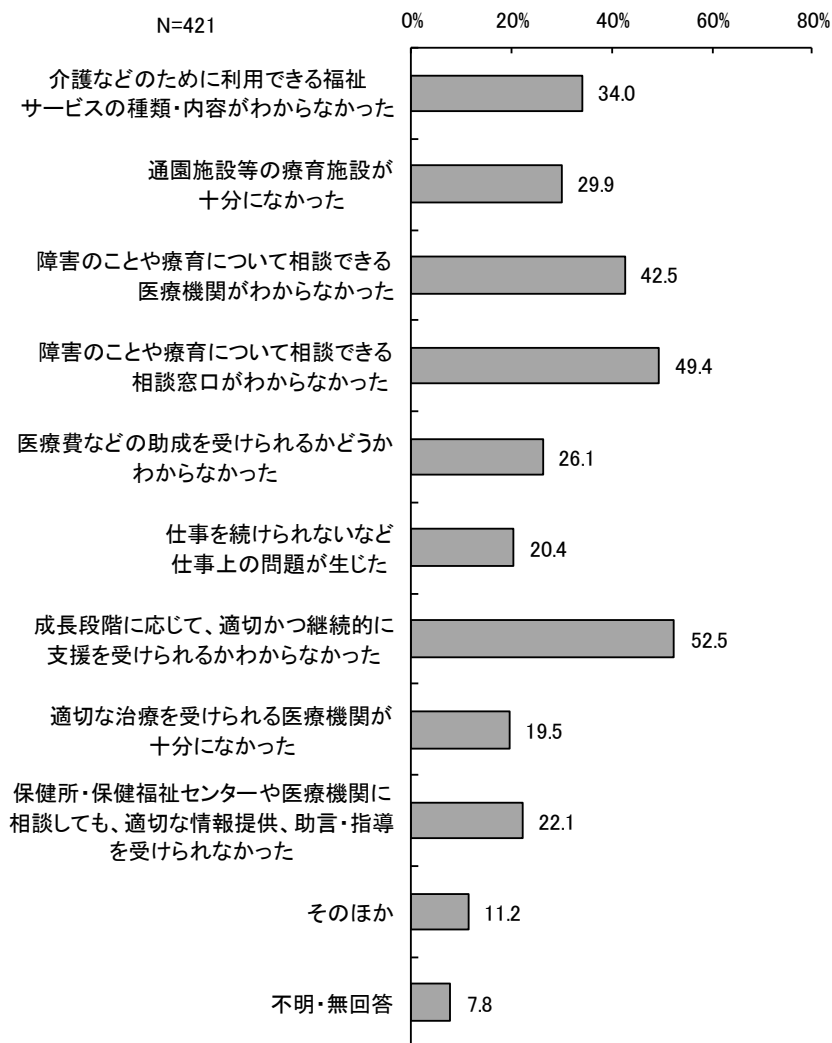
資料：こども支援局

図表● 旧わかば園における診察実績 [H27.9～こども未来センター] (西宮市)



資料：こども支援局

図表● 子供が障害の診断・判定を受けた頃のご家族の不安や悩み



資料：西宮市障害者等実態調査結果



課題解決に向けて・今後の方向性

次回以降の会議でお示しします。

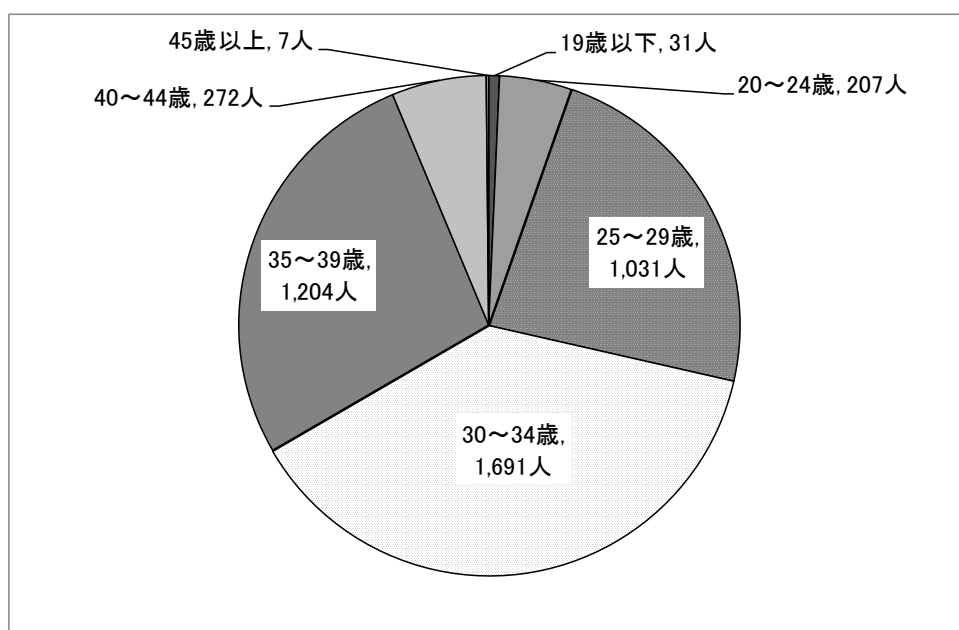
成果指標（案）	基準値	目標値

## 4 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

### 現 状・課 題

- 近年、少子化や核家族化により、自身の子供が生まれるまで乳児と接したことがない親が増え、育児の経験が乏しいことによる知識不足や、ネット検索で多くの情報に接することで不安感を抱える親が増えています。
- 妊娠期から正確な情報を提供するなど親の育児不安の解消を図り、安心して出産、子育てができる支援体制が求められています。
- 産婦の約1割が産後うつ病の症状を感じるといわれており、発症した場合は母親の健康状態だけでなく、育児や子どもの成長・発達に影響を与える可能性があるため、早期発見・早期支援が重要です。
- そのため、母子健康手帳を交付する際に、保健師が直接面談する機会を持つことや、健やか赤ちゃん訪問事業で生後2か月頃の乳児がいる全ての家庭を訪問し、支援が必要な家庭の把握に努めていく必要があります。
- 特に支援が必要な家庭を対象として実施していた養育支援訪問事業については、新たに「妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭」や「公的な支援につながない子供（健診の谷間にある子供、3歳～5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない子供）のいる家庭」を対象とし事業を拡充することが国で検討されています。
- 事業が拡充された場合、現体制では対応することが困難であり、新たな事業の担い手を確保する必要があります。

図表● 平成26年度 母の年齢階級別出生数（西宮市）



資料：健康福祉局

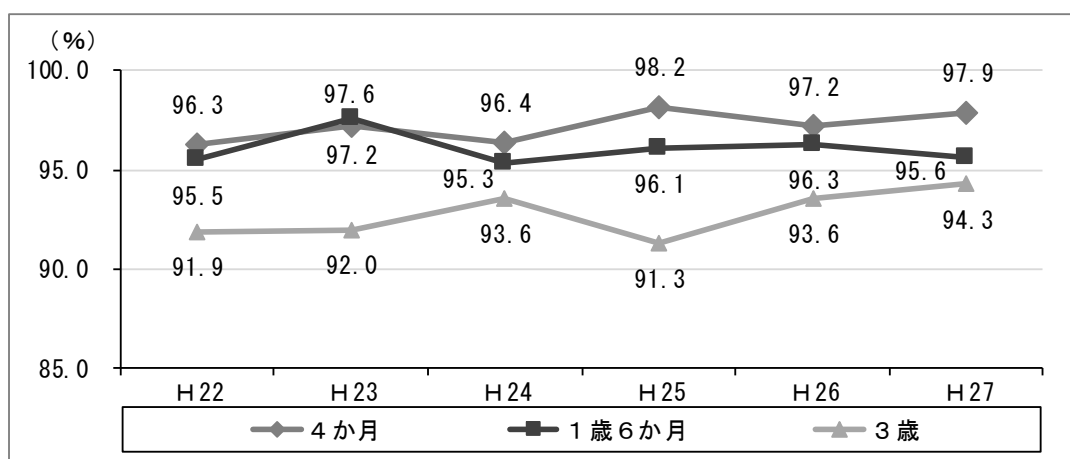
図表● 養育支援ネット受案件数（西宮市）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
件数	228 件	278 件	271 件	314 件	339 件	370 件

養育支援ネット：未熟児等、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し支援していくために、医療機関から保健所に文書で情報提供が来るシステム

資料：健康福祉局

図表● 乳幼児健診受診率の推移（西宮市）



資料：健康福祉局

図表● 保健師の訪問指導の実施状況（西宮市）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27
妊産婦	810 件	551 件	653 件	783 件	960 件	858 件
乳児	876 件	612 件	738 件	857 件	1,045 件	1,007 件
幼児	264 件	188 件	250 件	490 件	467 件	532 件
その他	93 件	96 件	95 件	76 件	111 件	74 件
合計	2,043 件	1,447 件	1,736 件	2,206 件	2,583 件	2,471 件

資料：健康福祉局

## 課題解決に向けて・今後の方向性

次件以降の会議でお示しします。また、ここでは子ども・子育て支援事業計画策定指針で定められている以下の必須事項を記載します。

- 乳児家庭全戸訪問事業（健やか赤ちゃん訪問事業）の量の見込み及び確保方策
- 養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）の量の見込み及び確保方策
- 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査費用助成事業）の量の見込み及び確保方策

また、ここでは母子保健計画に基づく目標値を設定します。

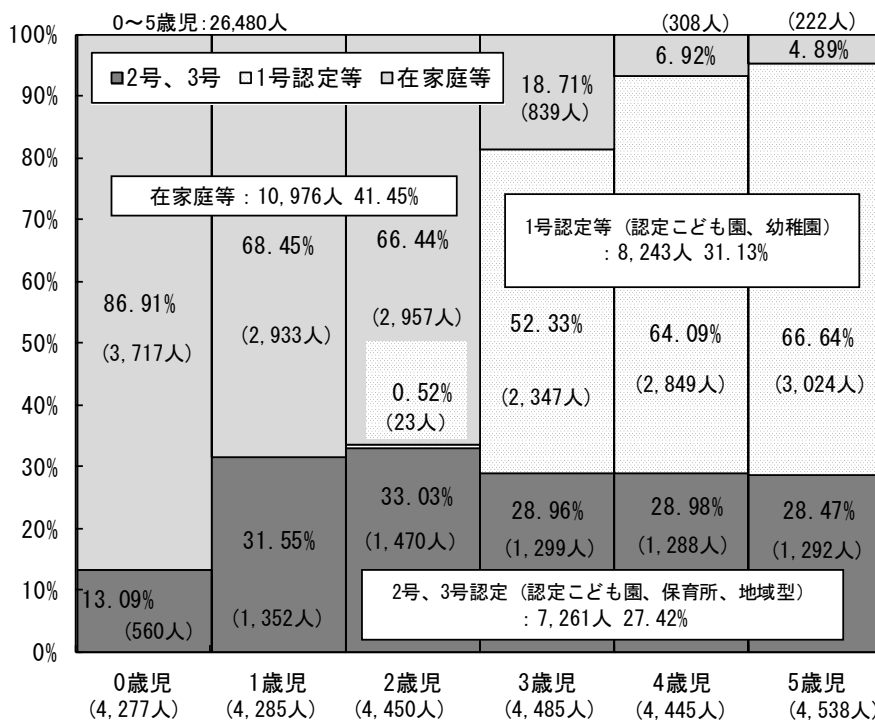
成果指標（案）	基準値	目標値

## 5 地域の子育て支援の充実

### 現 状・課 題

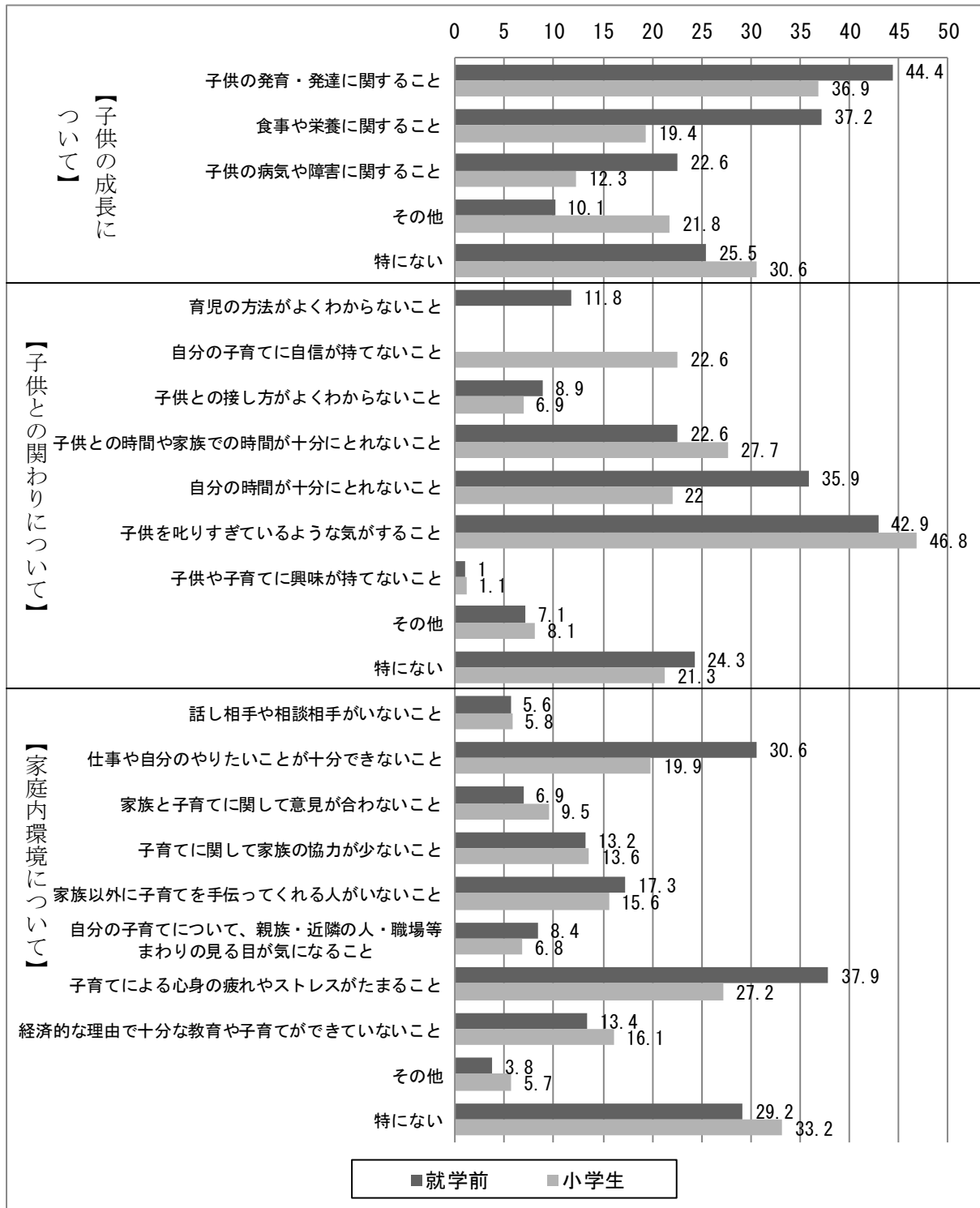
- 約4割が教育・保育施設や地域型保育事業に通園せず家庭で保護者と過ごしています。特に0歳児～2歳児については、8割以上の児童が家庭で保護者と過ごしています。
- 子育ての孤立化が子育てへのストレスを生み、児童虐待やネグレクトなど深刻な問題に発展する可能性があることから孤立化を防ぐ取組みや居場所づくりが求められています。
- 本市では気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供等の支援が受けられる常設の場「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」を積極的に整備してきました（平成21年度10か所⇒平成31年度20か所）。
- 今後は、空白地域への対策や行動が活発になる2歳児～3歳児の子供を持つ家庭の居場所の確保などを進めていく必要があります。
- 子供の発達や育児に関する悩みだけでなく、一日中子供と向き合い続ける中で、自分の時間が持てず子育てを負担に感じてしまうことが見受けられます。そのため、保護者がリフレッシュできる場として一時的に子供を預けることができる場の充実が求められます。
- 市内の保育所18か所で一時預かり事業を実施していますが、保育所に入所できなかった家庭の利用が高まり、地域によっては利用ニーズに応えられていない状況があります。

図表● 平成29年度の年齢別就学前児童の居場所（西宮市）



資料：西宮市こども支援局「就学前児童数」（4/1 現在）、西宮市教育委員会「1号認定等（認定こども園、幼稚園）」（5/1 現在）「2号、3号認定（認定こども園、保育所、地域型）」（4/1 現在）

図表● 不安や負担等を感じる事、また気になることについて



資料：子ども・子育て支援のためのアンケート調査結果報告書（平成 29 年 3 月）

図表●

一時預かり事業の満足度

供給量の少ない地域  
で満足度が低い

上段:度数 下段:%		満足	やや満足	やや不満	不満	
小学校 区別 (小ブ ロック)	全体	N=841	182 21.6	316 37.6	231 27.5	112 13.3
	浜脇1	N=102	24 23.5	34 33.3	30 29.4	14 13.7
	浜脇2	N=49	11 22.4	23 46.9	10 20.4	5 10.2
	鳴尾1	N=40	14 35.0	14 35.0	10 25.0	2 5.0
	鳴尾2	N=23	5 21.7	8 34.8	5 21.7	5 21.7
	上甲子園	N=106	29 27.4	55 51.9	16 15.1	6 5.7
	大社1	N=76	19 25.0	28 36.8	21 27.6	8 10.5
	大社2	N=49	11 22.4	13 26.5	16 32.7	9 18.4
	広田1	N=56	14 25.0	22 39.3	14 25.0	6 10.7
	広田2	N=45	5 11.1	16 35.6	14 31.1	10 22.2
	甲東1	N=61	9 14.8	29 47.5	19 31.1	4 6.6
	甲東2	N=67	12 17.9	21 31.3	22 32.8	12 17.9
	山口	N=42	9 21.4	12 28.6	14 33.3	7 16.7
	塩瀬	N=101	15 14.9	33 32.7	33 32.7	20 19.8
	不明・無回答	N=24	5 20.8	8 33.3	7 29.2	4 16.7

資料：子ども・子育て支援のためのアンケート調査結果報告書（平成29年3月）

図表●

にしのみやしファミリー・  
サポート・センターの満足度

提供会員の少ない北  
部では満足度が低い

上段:度数 下段:%		満足	やや満足	やや不満	不満	
小学校 区別 (小ブ ロック)	全体	N=480	82 17.1	174 36.3	166 34.6	58 12.1
	浜脇1	N=47	8 17.0	18 38.3	15 31.9	6 12.8
	浜脇2	N=26	6 23.1	7 26.9	10 38.5	3 11.5
	鳴尾1	N=21	4 19.0	11 52.4	6 28.6	-
	鳴尾2	N=14	1 7.1	4 28.6	6 42.9	3 21.4
	上甲子園	N=62	9 14.5	24 38.7	23 37.1	6 9.7
	大社1	N=43	6 14.0	12 27.9	17 39.5	8 18.6
	大社2	N=31	6 19.4	10 32.3	11 35.5	4 12.9
	広田1	N=38	7 18.4	13 34.2	15 39.5	3 7.9
	広田2	N=35	5 14.3	13 37.1	14 40.0	3 8.6
	甲東1	N=26	8 30.8	8 30.8	7 26.9	3 11.5
	甲東2	N=48	14 29.2	21 43.8	7 14.6	6 12.5
	山口	N=23	3 13.0	5 21.7	9 39.1	6 26.1
	塩瀬	N=58	4 6.9	22 37.9	25 43.1	7 12.1
不明・無回答	N=8	1 12.5	6 75.0	1 12.5	-	

資料：子ども・子育て支援のためのアンケート調査結果報告書（平成29年3月）

## 課題解決に向けて・今後の方向性

次件以降の会議でお示しします。また、ここでは子ども・子育て支援事業計画策定指針で定められている以下の必須事項を記載します。

- 利用者支援事業（子育てコンシェルジュ）の量の見込み及び確保方策
- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）の量の見込み及び確保方策
- 一時預かり事業（保育所等の一時的預かり事業）の量の見込み及び確保方策
- 子育て援助活動支援事業（にしのみやファミリー・サポート・センター事業）の量の見込み及び確保方策

成果指標（案）	基準値	目標値



## 6 社会的な支援が必要な子供・家庭への支援

### 1 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

#### 現 状・課 題

- 既存施策の充実、新たな支援施策の検討が必要
- 複合的な要因に対応できる体制の整備・強化が必要

国では、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的に、平成 25 年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づいて平成 26 年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

本市においても、家庭の経済的な要因はもとより生活実態の改善によるものを含め、全ての子供の健全な成長を支えるための方策を検討するため、平成 28 年度に「西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査」及び「関係機関へのヒアリング調査」を行いました。

調査結果から、以下の現状がわかってきました。

#### 【分析の視点】

- 相対的貧困世帯
  - 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準とする国の定義に基づき、世帯収入が国民生活基礎調査における相対的貧困水準以下の世帯
- 生活困難世帯
  - ①生活必需品の非所有、②ライフライン関連費用の支払困難経験、③生活必需品の購入困難経験のいずれかに該当する相対的貧困世帯以外の世帯
- 生活困難ではない世帯
  - 相対的貧困世帯・生活困難世帯の定義に関わる質問のすべてに件答し、しかもいずれの定義にも当てはまらない世帯
- 相対的貧困・生活困難世帯の割合

世帯類型	小学生世帯	中学生世帯
相対的貧困世帯	101 世帯 (6.9%)	89 世帯 (6.7%)
生活困難世帯	181 世帯 (12.4%)	159 世帯 (11.9%)
生活困難ではない世帯	1,046 世帯 (71.5%)	921 世帯 (69.0%)
その他世帯※	135 世帯 (9.2%)	165 世帯 (12.4%)

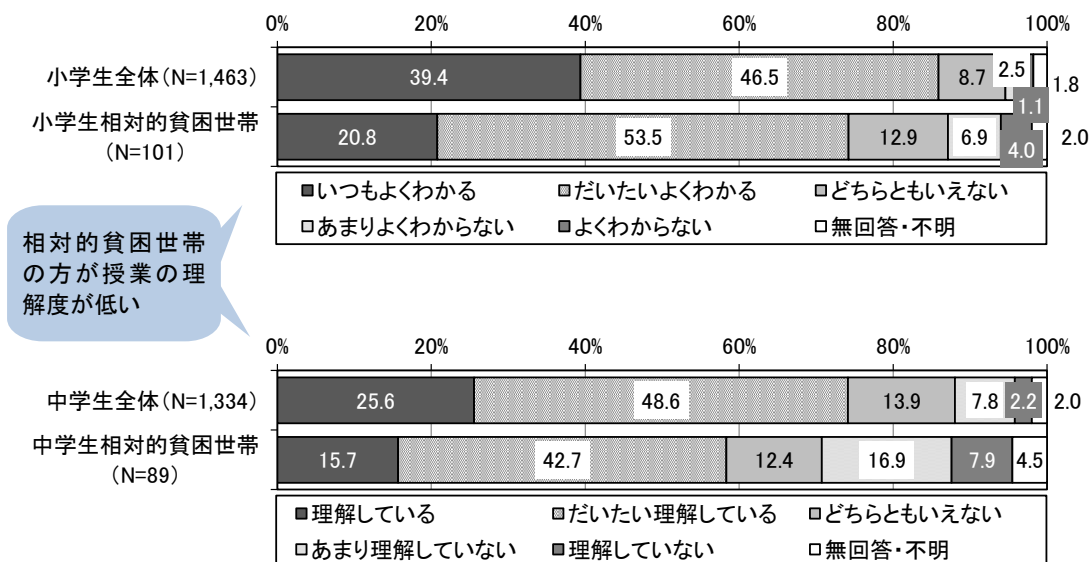
※相対的貧困世帯及び生活困難世帯の定義に関する質問のいずれかが無件答があった世帯をその他世帯としています。

調査結果より、特に教育の面において特徴的な課題がみられました。

### ●学校の授業について

小学生・中学生ともに、相対的貧困世帯では、「いつもよくわかる」、「理解している」の件数が全体よりも少なくなっており、家庭の経済状況と子供の学力との間に強い関連があることがうかがえるため、授業の理解度の差を解消するための支援が必要です。

図表● 学校の授業がよくわかりますか（小学生）／学校の授業をどのくらい理解していますか（中学生）

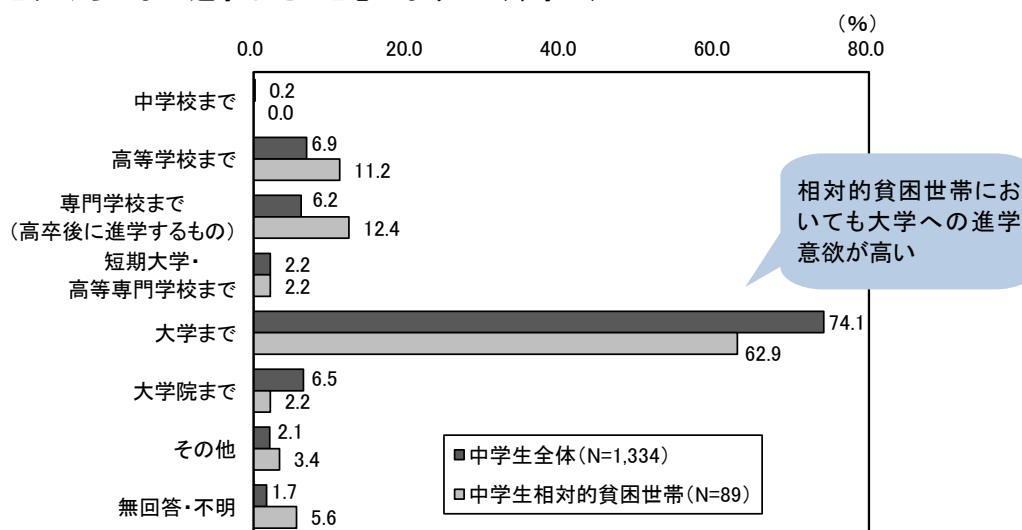


資料：西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関するアンケート調査結果

### ●進学意欲について

相対的貧困世帯の方が、「大学まで」、「大学院まで」が少なくなっているものの、6割以上の方が大学への進学を希望しており、全国調査の結果を上回っているため、子供の学習・進学に対する意欲を向上させる取り組みの充実が必要です。

図表● 将来どれくらいまで進学したいと思いますか（中学生）



資料：西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関するアンケート調査結果

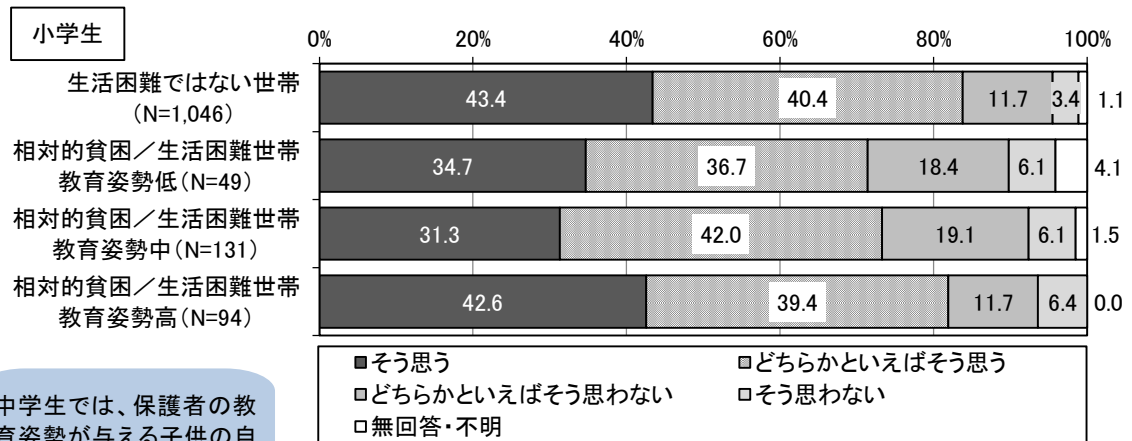
### ●保護者の教育重視の姿勢と子供の自尊感情

経済状況に関わらず、保護者が教育を重視する姿勢を持つことが、経済的な不利を補って子供の自尊感情に肯定的な影響を与えていることがうかがえるため、保護者に対して子供の学習意欲を高めることへの重要性を啓発していく必要があります。

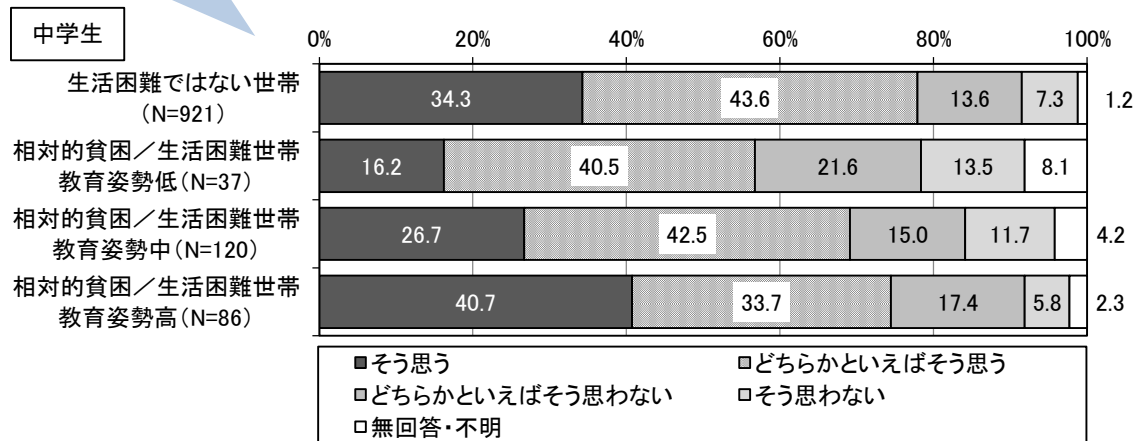
また、中学生では、保護者の教育姿勢が低い場合、生活困難ではない世帯と比較して、子供の自尊感情の肯定的な割合に大きな差が出ているため、小学生のうちから保護者に対する啓発を進める必要があります。

図表● あなたは、自分のことについてどう思いますか／「自分にはよいところがあると思う」

経済状況に関わらず、保護者の教育姿勢が高いと子供の自尊感情は高い



中学生では、保護者の教育姿勢が与える子供の自尊感情への影響が大きい



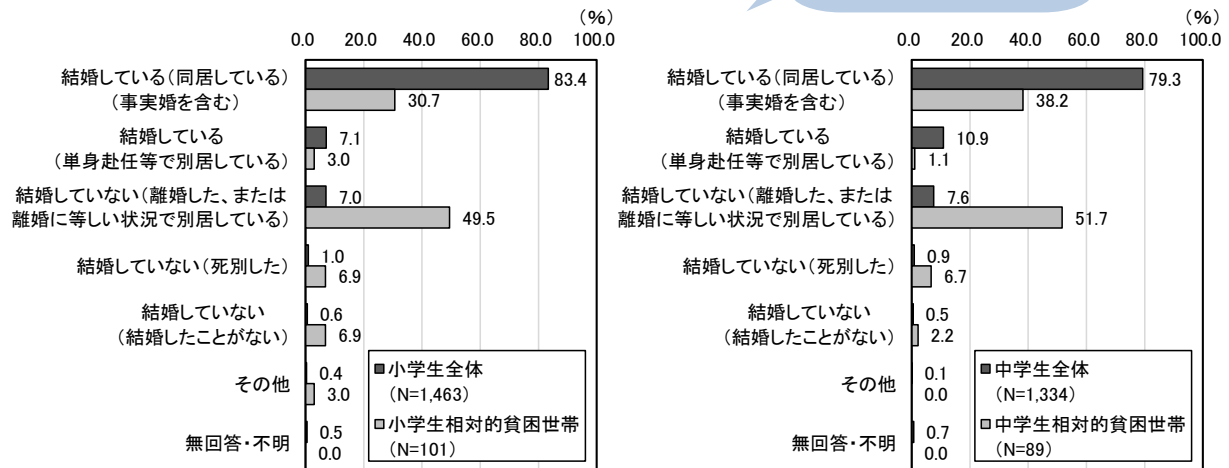
資料：西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関するアンケート調査結果

## ●ひとり親家庭の状況

西宮市における相対的貧困世帯のおよそ6割がひとり親世帯であり、母子世帯における相対的貧困率は過半数を超えています。母子世帯の生活困窮問題は、すでに長年指摘されてきたところですが、本市においても顕著に表れています。

相対的貧困世帯に占める  
ひとり親世帯の割合が多い

図表● 保護者の婚姻の状況



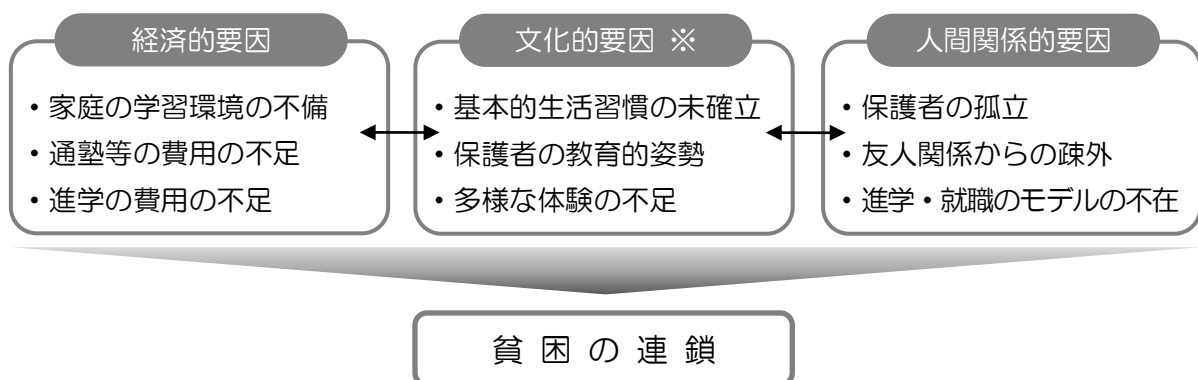
資料：西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関するアンケート調査結果

## ●貧困の連鎖のメカニズム

本市においても、家庭の経済的貧困・生活困難は、学力をはじめ、基本的な生活習慣や通学・進学する意欲、あるいは、自尊感情、他者との関係、文化的体験等々、ありとあらゆる分野において、マイナスの影響を及ぼしています。

こうした複合的な要因（経済的な要因、文化的な要因、人間関係的な要因）が相互に関連していくことで、貧困の度合いが、さらに根深く深刻なものとなっていくとともに、親から子へと引き継がれる「貧困の連鎖」を生み出しています。その一方で、親が教育を重視する姿勢を持つことが、子供の自尊感情の面では、経済的な不利を補えることもうかがえます。

子供の貧困問題を解決に近づけるためには、複数の要素からなる「負の連鎖」を一つずつ打破していくことが必要であると考えます。



※「文化的要因」とは、いわゆる「文化的な体験」の多寡だけではなく、家庭の生活習慣や子育て・教育に対する保護者の態度、価値観などを含む、生活文化の総体を指す表現として用いています。

## 課題解決に向けて・今後の方向性

子供の貧困対策において、貧困の連鎖を断ち切るための施策が必要となります。

アンケート調査結果からは、相対的貧困世帯、生活困難世帯の子供の学力が低くなりがちであり、学校を楽しんでいるかどうかや、授業の理解度、家庭学習の時間、宿題の履行等においても、生活困難ではない世帯との差が生じることが示されています。また、相対的貧困世帯は、全体と比較して両親の学歴が低い傾向にあり、そのことが就労状況や収入に影響していると考えられます。

西宮市では、家庭の経済状況や家庭環境に関わらず、子供たちが学習習慣を身に付け、学習に対する意欲を向上させることを目的とし、教育・学びに関する支援を優先課題として取り組めます。

しかし、貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育・学びに関する支援だけでなく、幅広い支援施策が必要となります。

この現状を踏まえた今後の方向性として、次の4つの視点で進めていきます。また、相対的貧困世帯に占めるひとり親世帯の割合及びひとり親世帯に占める相対的貧困世帯の割合はともに過半数を超えているため、子供の貧困対策とひとり親支援を合わせて取り組んでいく必要があります。

### ①今ある資源の活用

既存の支援施策があるにも関わらず、支援が必要な対象者に届いていない状況を改善するために、支援が必要な対象者に対して、「今ある資源（支援施策）に確実につなげる」ことに取り組めます。

### ②新たな支援施策の検討

「求められる支援策」と「既存の支援施策」を的確にマッチングし整理していく中で、既存の施策では対応できていない支援を洗い出し、それを充足させるために必要な新たな支援施策を検討していきます。

### ③切れ目のない支援

子供の貧困の背景にある家庭の子育てや、生活全般を継続的に支援していくために、子供の発達・成長段階に応じて、切れ目なく支援することができる体制整備に取り組めます。

### ④ネットワークの形成

支援を必要としている対象者に、的確に支援をつなげていくためには、福祉部門や教育部門のほか、部局を超えた行政機関の連携はもとより、地域や民間団体の協力連携が不可欠であり、それぞれをつなぐ役割を果たすネットワークの構築に取り組めます。

成果指標（案）	基準値	目標値

## 2 児童虐待防止対策の充実

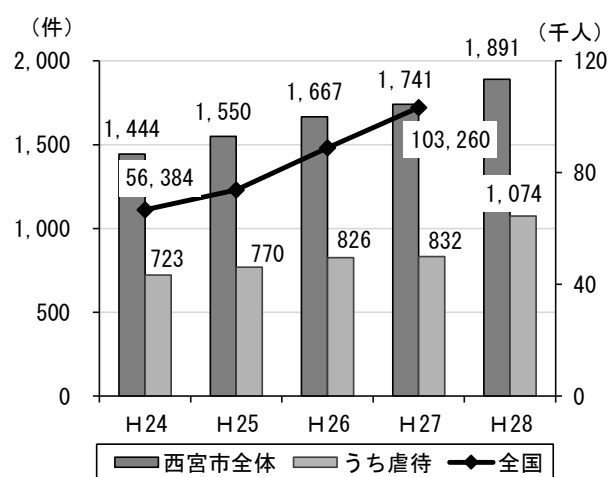
### 現 状・課 題

- 児童虐待の予防に力を入れる必要がある
- 児童虐待の対応に向けた体制の強化が必要

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は、統計を取り始めた平成2年から増加の一途を辿っており、近年の傾向として、警察との連携強化により面前DV（児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力事案）についての通報が増えたこともあります。

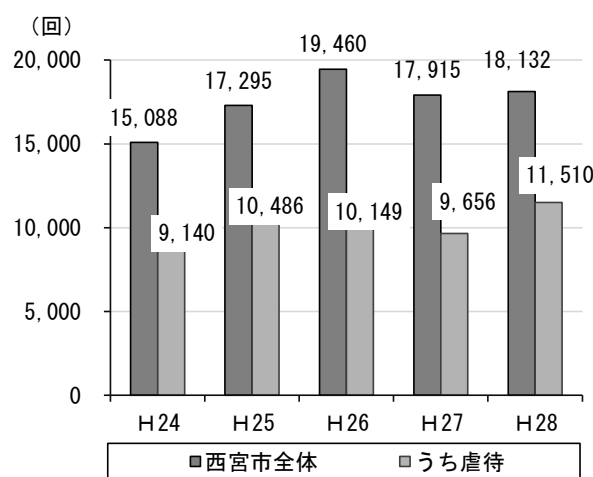
児童福祉法等の一部を改正する法律案（平成28年3月29日閣議決定）において、国・地方公共団体の役割・責務を児童福祉法に明確化し、市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが求められています。

図表● 児童家庭相談件数の推移



資料：こども支援局  
※H27 全国は速報値

図表● 児童家庭相談件数の推移

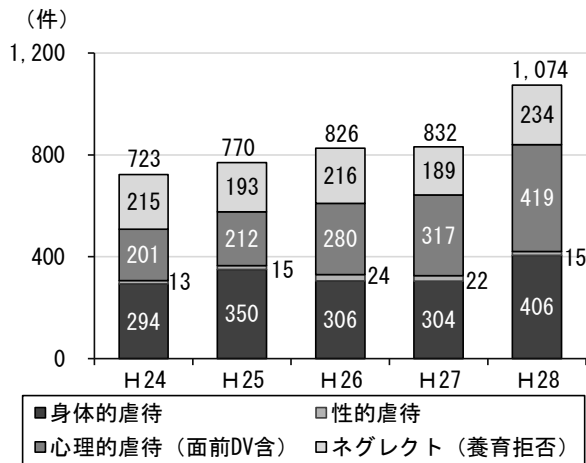


資料：こども支援局  
※受付した相談についての対応回数

西宮市での児童家庭相談件数は全国と同様に増加傾向にあります。被虐待者の年齢をみると、就学前の児童が約半数を占め、主たる虐待者では実母が6割以上を占めています。これは、主に養育を担う母親が大きな負担を抱えていること、特に乳幼児期に子育てに困難を抱えることを示しています。また、心理的虐待（面前DV含）が増加しており、社会的な支援を得られない状況で保護者が追い詰められているとも考えられます。

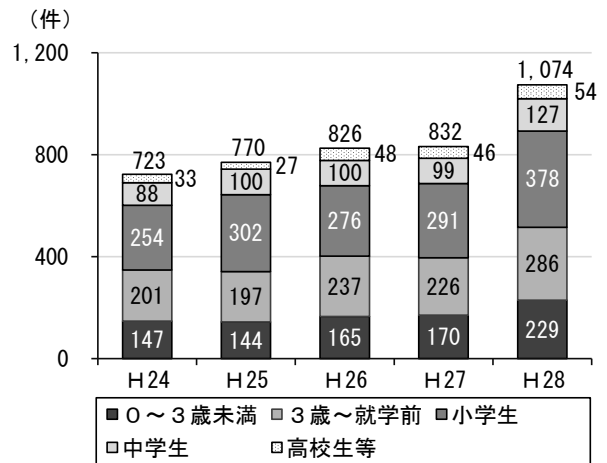
今後は、児童虐待の発生予防にさらに力を入れていくとともに、相談対応した児童や家庭に対して切れ目のない支援が届くように努める必要があります。また、相談対応後の進行管理を徹底するために、実務担当者会議の開催や援助方針に基づいた対応と管理が必要となっており、ネットワークや事務局の体制強化が喫緊の課題となっています。

図表● 虐待種別の推移



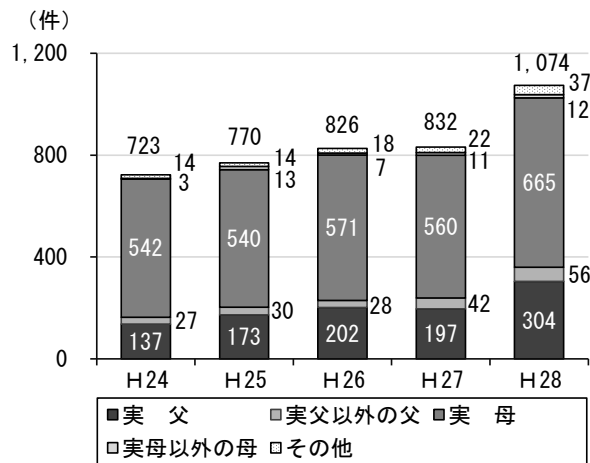
資料：こども支援局

図表● 被虐待者の年齢の推移



資料：こども支援局

図表● 主たる虐待者の推移



資料：こども支援局

## 課題解決に向けて・今後の方向性

本市においても児童福祉法の理念に則り、児童虐待の発生予防や支援を迅速かつ的確に行うために、①児童虐待の予防について、②児童虐待相談や支援について、③児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化について、の3つの視点で対応を検討します。

### ①児童虐待の予防について

要保護児童対策協議会のネットワークを活用することで、要保護児童や家庭に必要な支援を届けます。特に被虐待児の内半数の割合を占める就学前児童に対して、関係機関が既に実施している事業やプログラムを組み合わせることで、児童虐待の予防に努めます。

### ②児童虐待相談や支援について

専門的な相談や支援を実施するために職員の研修やスキルアップを図ることに加え、実務担当者会議の中で進行管理を徹底します。また、会議の中で確認した援助方針や支援の方向性に基づいて見守りや支援を行っていきます。

### ③児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化について

継続した支援を行うとともに進行管理を徹底するために体制強化を行います。また、厚生労働省から技術的な助言として示された「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」を調査研究し、体制強化を目指します。

各事業を推進することで、家庭での養育が困難で支援が必要な家庭や、子供の健康や成長発達に影響を及ぼす可能性のある家庭など、ハイリスク家庭や虐待の疑いがある家庭に対して、支援業務を適切に行うことを目指します。

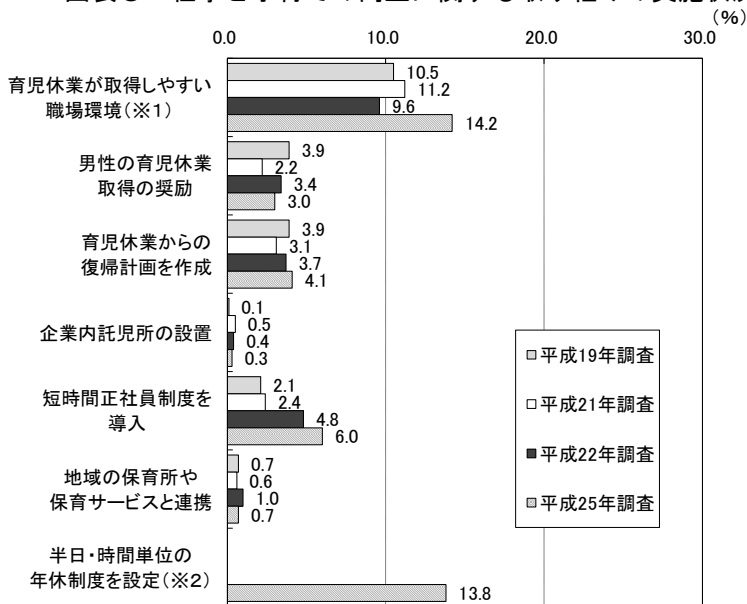


## 7 ワーク・ライフ・バランスの推進

### 現 状・課 題

- 保護者が主体的に子育てに関わっていくためには、長時間労働の改善など、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。
- 父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は以前よりは高まっているものの、依然として母親が子育ての大半を担っている現状があります（p. ○参照）。
- 「仕事との両立ができる職場環境」や「パートナーの育児参加や協力」は子育ての不安や負担等を軽減するために大きなニーズがあることから、市としてもこのことに取り組んでいく必要があると考えます。

図表● 仕事と子育ての両立に関する取り組みの実施状況

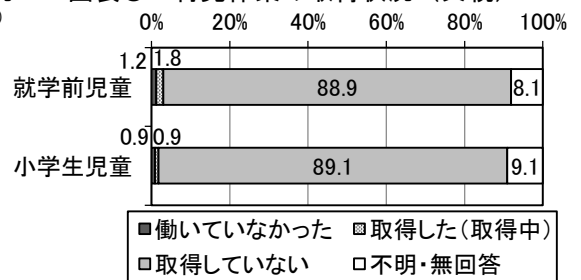


※1：平成22年調査以降は「育児休業・介護休業が取得しやすい職場環境」

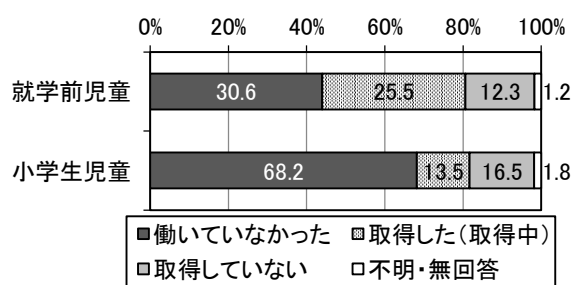
※2：平成25年度調査で新設された選択肢

資料：西宮市労働実態基本調査（基準日は各年7月1日現在）、西宮市内事業所等現況調査（平成21年調査）

図表● 育児休業の取得状況（父親）



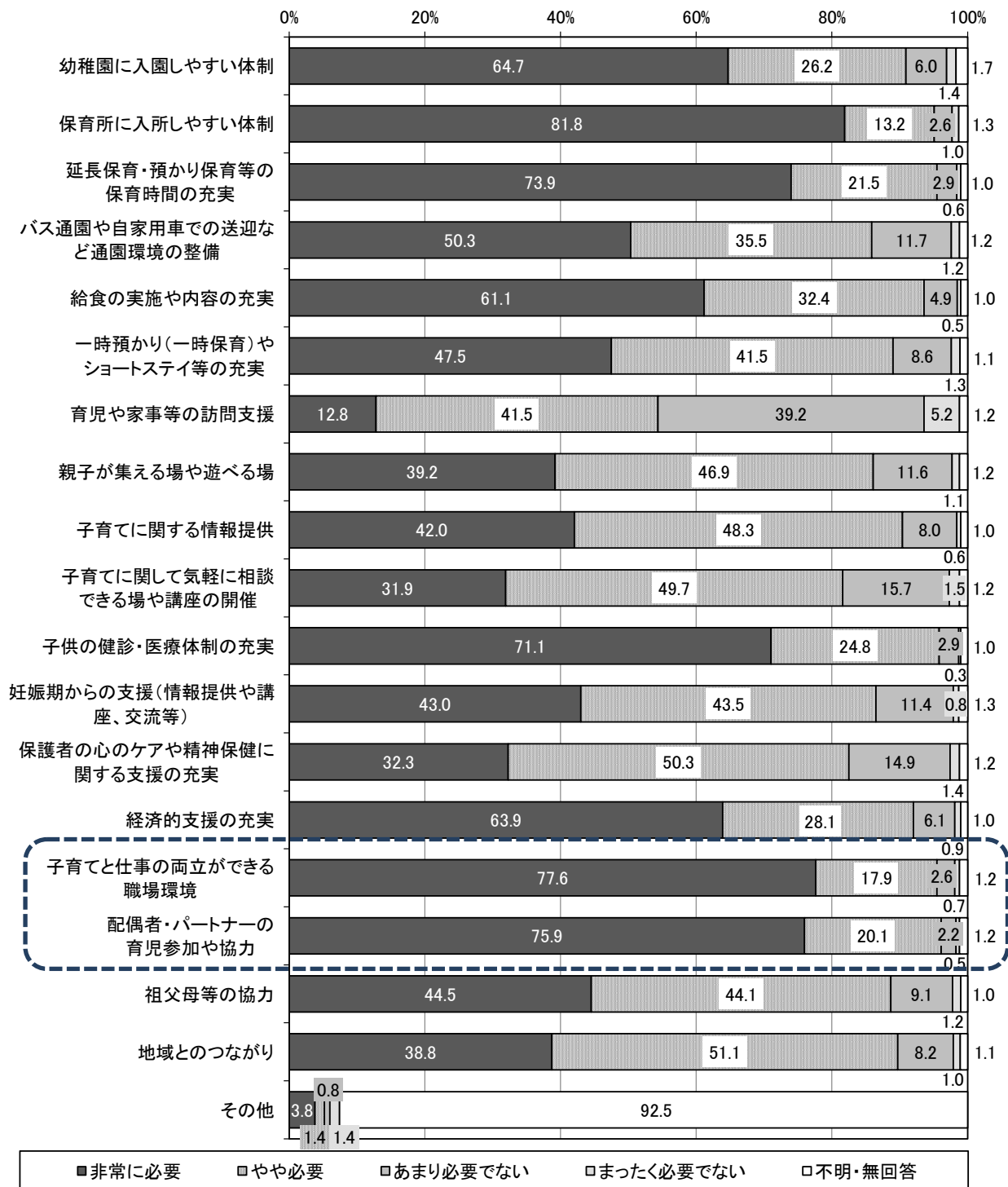
図表● 育児休業の取得状況（母親）



資料：西宮市子ども子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査結果報告書（平成26年3月）

図表● 子育ての不安や負担を軽減するために必要な支援

(全体 N=3,458)



資料：子ども・子育て支援のためのアンケート調査結果報告書（平成 29 年 3 月）

課題解決に向けて・今後の方向性

次件以降の会議でお示しします。

成果指標（案）	基準値	目標値

### 3. 施策の展開

#### 基本目標1 すべての子供の健やかな育ちを支えるまちづくり

第1章 乳幼児期の教育・保育環境の充実

第1節 保育所の待機児童の解消

第2節 教育・保育の質の向上

## 基本目標2 すべての子育て家庭を支えるまちづくり

### 5 社会的な支援が必要な子供・家庭への支援

#### 第1節 子供の貧困対策、ひとり親家庭支援について

##### (1) 今ある資源の活用

##### ①「ひとり親家庭福祉のしおり」の改善

相対的貧困世帯の過半数を占めるひとり親家庭への事業周知として、既存の「ひとり親家庭福祉のしおり」を、利用者がわかりやすく使いやすいように改善します。また、配布部数を増やし、より対象者の手に届きやすくします。

##### 【「ひとり親家庭福祉のしおり」の配布部数】

平成28年度実績500部 ⇒ 平成36年度目標〇〇部

##### ②子供の貧困に関する研修会の実施

子育て家庭に直接関わる支援者を対象とし、貧困家庭を取り巻く現状や既存の資源量を共有することにより、既存資源のさらなる活用を図るとともに、直接関わる支援者のスキルアップに努めます。また、関係機関への現状の周知のため、関係機関が所管する会議等に出席し説明を行います。

##### ③既存施策の底上げ

既存の支援施策について、事業改善の必要性などを所管課と協議・調整します。既存施策の底上げを図ることで、相対的貧困世帯が資源につながりやすくします。

##### 【具体例】

##### 1 就学奨励金

対象者の負担を減らすために、入学用品分を入学前に支給できるよう、早期支給を実施します。また、事業内容の充実に向けて検討します。

##### 2 スクールソーシャルワーカー

学校だけでは対応が難しい子供の抱える諸課題に、迅速かつ適切に対応するために、スクールソーシャルワーカーの配置人数を増員し、子供に対する支援を強化します。

##### 【スクールソーシャルワーカーの配置人数】

平成28年度実績3人 ⇒ 平成36年度目標〇〇人

##### 3 ヘルパー派遣

支援対象の条件緩和を行うとともに、広報を進める中で認知度向上に努めます。同時に、委託先事業者の拡大を行うことで、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭からの需要増加に対応できるようにします。

##### 【利用者数】

平成28年度実績72人 ⇒ 平成36年度目標〇〇人

#### 4 生活困窮世帯対象学習支援事業

事業対象者の拡大について検討します。

##### 【利用者数】

平成 27 年度実績 24 人 ⇒ 平成 36 年度目標〇〇人

#### 5 健やか赤ちゃん訪問事業

新たな広報活動や、里帰り出産等で長期不在時の対応、再訪問業務の効率化を進めることで把握率の向上を図ります。

##### 【健やか赤ちゃん訪問事業における把握率】

平成 28 年度実績 92% ⇒ 平成 36 年度目標〇〇%

#### 6 妊婦の保健師面接

妊娠届受理時に保健師面接ができていない妊婦に対して、ハイリスク妊婦を把握し、適宜相談指導を行う等の取り組みを検討します。

### ④効果的な情報提供・情報発信

西宮市子育てアプリ「みやハグ」等を各所管課が活用し、所管する事業やイベントなどの情報をより効果的に発信できるよう取り組みます。

##### 【情報提供・情報発信の件数】

平成 28 年度実績 0 件 ⇒ 平成 36 年度目標〇〇件

## (2) 新たな支援施策の検討

### ①ひとり親家庭への学習支援の開設

ひとり親世帯等を対象にした学習支援の開設に取り組みます。現在、厚生第 1 課が大学に委託し実施している生活困窮者向けの学習支援事業の対象者を、児童扶養手当の全部支給者に拡大し、ひとり親世帯の子供が将来社会で自立した生活を営むために、高校進学を後押しする学習支援を行います。また、子供・保護者に対して、必要に応じた養育相談、カウンセリングも合わせて実施します。

相対的貧困世帯の子供にとって、進学や就職のモデルとなる人が周囲にいないことも貧困の連鎖の一つの要因であると指摘されています。利用する子供にとって、この支援が単なる学習の場にとどまらず、大学生との交流の場として目指す将来像を描くきっかけとなることにも期待しています。

##### 【学習支援の登録者数】

平成 28 年度実績 0 人 ⇒ 平成 36 年度目標〇〇人

### ②学校教育を受けるための支援施策の研究

学習支援だけでなく、学校教育をきちんと受けるための支援についても対応策を研究していきます。

### ③母子家庭等就業・自立支援センター事業の研究

就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等一貫した就業支援サービスの提供、養育費相談支援センターとの連携等について研究していきます。

#### (3) 切れ目のない支援

##### ①コーディネーターの採用

子供の発達・成長段階に応じて、切れ目なく支援するため、コーディネーターを採用し、福祉・教育・子育てをつなぐ役割を担います。

具体的には、西宮市要保護児童対策協議会と連携を取り、相対的貧困世帯の子供が要保護児童に陥らないよう、状況を改善できるよう支援に取り組みます。

また、地域に存在する資源をつなぎ合わせることで、子供食堂等の充実に取り組みます。

##### 【コーディネーターの人数】

平成 28 年度実績 0 人 ⇒ 平成 36 年度目標 〇〇人

#### (4) ネットワークの形成

##### ①「西宮市子供の生活応援連絡調整会議」の開催

家庭の経済状況等生まれ育った環境に左右されることなく、子供が希望を持って健全に成長できるように支援する方策を検討するため、「西宮市子供の生活応援連絡調整会議」を開催します。

##### 【「西宮市子供の生活応援連絡調整会議」の開催件数】

平成 28 年度実績 1 件 ⇒ 平成 36 年度目標 〇〇件

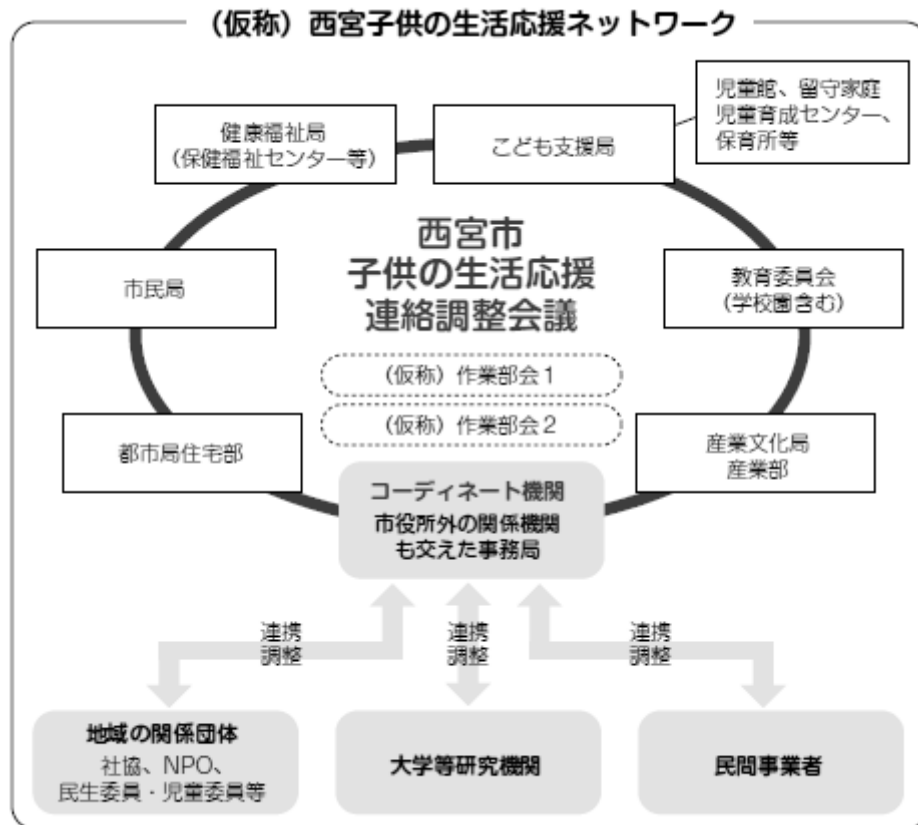
## ②コーディネート機関会議の開催

支援を必要とする人に効果的な支援が行えるように連携・調整を図るコーディネート機関を設置し、連絡調整会議に向けた施策検討の協議を行い、子供の貧困対策に関する推進計画の原案の作成を行います。

【コーディネート機関会議の開催件数】

平成 28 年度実績 0 件 ⇒ 平成 36 年度目標 ○○ 件

図表● (仮称) 西宮子供の生活応援ネットワーク



## ③西宮市要保護児童対策協議会との連携

西宮市要保護児童対策協議会とも連携を取り、代表者会議において現状や課題を共有し、今後の連携について依頼していきます。



## 第2節 児童虐待防止対策の充実

### (1) 児童虐待の予防について

#### ①健やか赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）の強化

新たな広報活動（例：専用のみやたんイラスト作成、新たな広報媒体の活用）や、里帰り出産等で長期不在時の対応、再訪問業務の効率化を進めることで把握率の向上を図ります。また、事業を担当する育児支援チームの体制強化も併せて行います。

【把握率】平成27年度実績92% ⇒ 平成36年度目標〇〇%

#### ②育児支援家庭訪問事業の推進

ヘルパー派遣について、支援対象の条件緩和を行うとともに、広報を進める中で認知度向上に努めます。同時に、委託先事業者の拡大を行うことで、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭からの需要増加に対応します。

#### ③子育て支援サービスの広報推進

本市の様々な子育て支援サービスの積極的な広報活動を行います。また、子育て家庭ショートステイ事業、育児支援家庭訪問事業（ヘルパー派遣事業）について、市のHP、みやハグなどの活用に加え、支援者に対する研修や周知活動を行います。

【研修件数】平成28年度実績2件 ⇒ 平成36年度目標〇〇件

### (2) 児童虐待相談や支援について

#### ①児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進

平成28年度に作成した「西宮市児童虐待予防・対応マニュアル」を関係機関に配布し、活用を求めていきます。また、マニュアルに加え作成した「ガイドブック」も活用し、早期発見、早期対応に努めるとともに、配布に加え、各種研修の場での説明を行っていきます。

【研修件数】平成29年度実績●件 ⇒ 平成36年度目標〇〇件

#### ②実務担当者会議の充実

家庭状況をアセスメントし、適切に支援を継続することで、重症度を軽減することを目的とした要保護児童の進行管理を徹底します。また、児童虐待相談や支援、情報共有において漏れがないように、実務担当者会議の充実を図ります。さらに、会議の内容や進捗管理の方法を改善するために、進行管理台帳を見直し、主担当機関、レベル（重症度）の明確化を進めることで、確実な管理に努めます。

### (3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化について

#### ①地区担当制の導入

業務を迅速に進めていくために、学校数や保健福祉センター管轄地域に合わせて、家庭児童相談員を地区ごとに配置し、関係機関の担当者との連携に努めます。

【関係機関 巡件数】

## ②子ども家庭総合支援拠点についての調査研究

厚生労働省からの技術的な助言に基づき示された、「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」の研究を行います。当市として、児童虐待の発生予防や支援を進めていくために、必要な職員の配置基準、必要な設備について研究を進めます。その上で、西宮市での支援体制の強化、関係機関との連携強化策を具体的に検討します。

図表● 支援体制のイメージ



### 基本目標3 社会全体で子供・子育て家庭を支えるまちづくり

## 第5編 計画の推進にあたって

※計画の推進に向けた体制や進捗管理の考え方について記載します

1. 計画の推進体制
2. 計画の進捗管理

## 第6編 資料集

※計画策定に関する資料を記載します

1. 評価指標一覧
2. 提供区域、量の見込み及び確保方策一覧
3. 子育て支援関連事業一覧
4. 審議会名簿、策定経過
5. アンケートの概要、パブリックコメントの概要